

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 09 R1
提出年月日	令和 3 年 5 月 12 日

設工認に係る補足説明資料

申請対象設備の選定

目 次

1. 概要	1
2. 設工認申請対象設備の選定	1
3. 代表設備に対する抽出作業の確認結果	3
4. まとめ	3

別紙 再処理施設 設工認に係る補足説明資料 別紙リスト

- 別紙－1 機能を示す設備の対象抽出の具体的な色塗り作業の流れ
- 別紙－2 仕様表対象選定手引き（案）
- 別紙－3 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理（プール水冷却系）
- 別紙－4 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
（安全冷却水系（外部ループ））
- 別紙－5 確認作業において検討を要した事例

1. 概要

- 再処理施設、MOX燃料加工施設に関する「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に基づき実施する設工認申請対象設備の選定作業について補足説明するものである。

2. 設工認申請対象設備の選定

(1) 設工認申請対象設備の選定に係る作業方法

- 「共通 06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示したとおり、設工認申請対象設備は、技術基準への適合のために必要なもの、事業変更許可申請書で示した基本設計を達成するために必要なものであり、安全機能（設計要件）との関係を踏まえて、抜けなく選定する必要がある。
- このため、事業変更許可申請書の本文及び添付書類六（加工施設及び廃棄物管理施設は添付書類五）で示した設備等に対し、事業変更許可、技術基準の要求事項を明確化した上で、設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）をもとにその安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（申請対象設備）を設工認申請対象設備（仕様表対象設備および基本設計方針で名称を示す設備）として抽出する。
- また、施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものと系統として技術基準への適合や基本設計を達成するものがあり、特に系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。
- そのため、上記の系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、配置図等の設計図書に対する色塗りを行う。
- 系統ではなく、単体の設備で対象となる安全機能を達成するものについては、機器リスト等を色塗りすることにより対象設備を抽出する。
- 再処理施設については、新規制基準を受けて新たに追加する機器以外は、設工認の認可を得ており、既設工認において上述の安全機能（設計要件）との関係を踏まえると主要ではない機器等も系統説明図に記載されていることから、既設工認の系統説明図等に対して色塗りを行い、安全機能（設計要求）の対象範囲、対象機器の明確化を図る。
- 設計図書等に対する色塗りによる設工認申請対象設備の抽出については、以下の観点で行う。（別紙－1）
 - ✓ 系統として安全機能を達成するために必要な流路を主流路とし、さらに当該流路に中心に、安全機能を達成するために必要な設備、機器、配管等を対象として色塗りを行い、対象設備として抽出する。
 - ✓ テストライン、バイパスライン、ベント、ドレンラインは主流路の対象としな

い。

- ✓ 主配管については、機能の重要度等に応じて用途、使用範囲等を明確にするため、設計基準対象施設のみ境界、重大事故等対処設備のみ境界、兼用設備の境界等がわかるように色塗りを行う。

(2) 設工認申請対象設備の選定に係る作業ステップ

設工認申請対象設備の選定作業を網羅的に行うため、以下のステップ1からステップ3のとおり実施する。

- ステップ1：仕様表対象の施設共通機器、それらと他系統、重大事故等対処設備との取り合いパターンおよびサポート系を網羅的に選定するために、以下の設備を代表設備として「(1) 設工認申請対象設備の選定に係る作業方法」に示した作業方法およびガイド等に基づき、色塗りによる対象設備の抽出を行う。また、これまで単位“式”でまとめて表していた主配管については、ガイド等に基づき統一的な括り方で名称の見直しを行う。

- 仕様表対象の施設共通機器を中心に他系統との取り合い
(今回、説明)

代表設備：プール水冷却系および安全冷却水系（外部ループ）

- 仕様表対象の施設共通機器を中心に重大事故等対処設備との取り合い
(確認結果は追而)

代表設備：プルトニウム精製設備、

精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（プルトニウム系）、

精製建屋換気設備、安全圧縮空気系、安全冷却水系（内部ループ）

- サポート系等

(確認結果は追而)

代表設備：安全保護回路、放射線監視設備、電気設備、火災防護設備、
緊急時対策所

※一部設備（火災防護設備、溢水防護設備、重大事故等対処設備等）は詳細設計中である等、説明対象設備が変更になる場合がある。

- ステップ2：ステップ1で実施した対象設備の抽出作業が、適切に行われていることを確認する。具体的な確認作業は、以下のとおり。

- 色塗りで抽出された設備とガイド等（別紙-2）を比較し、仕様表対象機器の抜け漏れがないことを確認する。

- ステップ3：代表設備での対象設備の抽出作業の結果を踏まえ、必要に応じてガイド等の修正を行ったうえで、代表設備以外の設備へ展開する。対象となる系統等の色塗り作業の結果を踏まえ、「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」（以下、「設備リスト」という）の見直しを行う。

3. 代表設備に対する抽出作業の確認結果

- ガイド等に基づき代表設備としたプール水冷却系（別紙－3）および安全冷却水系（別紙－4、外部ループの範囲で第1回申請の安全冷却水B冷却塔を含む）の設工認申請対象設備（仕様表対象設備（①）および基本設計方針で名称を示す設備（②-a））の抽出が行われていることを確認した。
- 別紙－3、4の設備リストには、これまで単位“式”でまとめて表していた主配管を統一的な括り方および名称に見直した結果を示しており、色塗りした系統概略図と紐づいた番号を付している。
- なお、上記の作業において判断に検討を要した事例の検討結果を別紙－5に示す。

4. まとめ

- ガイド等に基づき代表設備以外の設備に対して設工認申請対象設備の抽出作業を実施する。
- 全ての申請対象設備の抽出結果を反映し、設備リスト（対象機器）を見直す。

以 上

別紙

共通09 【申請対象設備の選定】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙-1	機能を示す設備の対象抽出の具体的な色塗り作業の流れ	5/12	0	
別紙-2	仕様表対象選定手引き(案)	5/12	0	
別紙-3	設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理(プール水冷却系)	5/12	0	
別紙-4	設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理(安全冷却水系(外部ループ))	5/12	0	
別紙-5	確認作業において検討を要した事例	5/12	0	
別紙-6	以下余白			
別紙-7				
別紙-8				
別紙-9				
別紙-10				
別紙-11				
別紙-12				
別紙-13				
別紙-14				
別紙-15				

令和3年5月12日 RO

機能を示す設備の対象抽出の具体的な色塗り作業の流れ

別紙-1

事業変更許可申請書 本文及び添付書類を基に系統で安全機能を示すものと機器単体で安全機能を示すものに抽出

【系統で安全機能を示すとして抽出される設備の例】

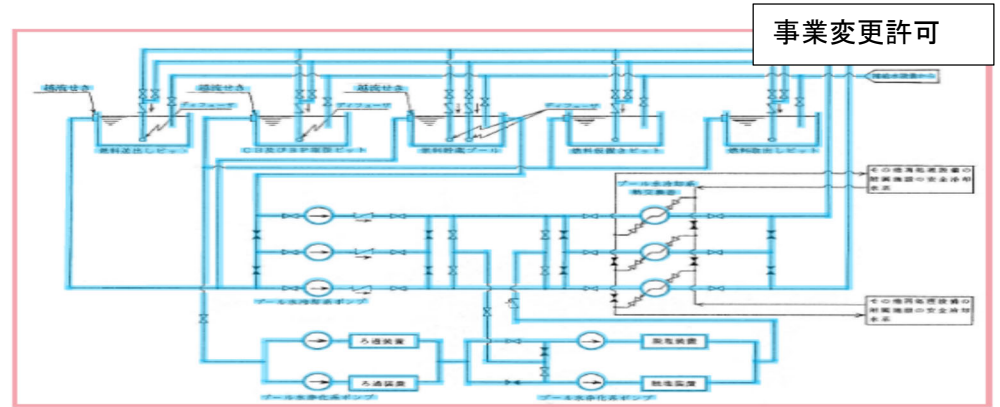
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体(溶解施設等)、製品貯蔵施設・放射性廃棄物の廃棄施設(気体/液体/固体)

安全機能を示すものとして抽出した設備を対象として事業変更許可申請書の系統図、既設工認申請書の系統図、設計図面の系統図色塗りを実施する。

⇒色塗りにあたっては、要求事項と仕様表対象機器等の整理結果を用い色塗りする

「機能分別:系統」とした対象の例を以下に示す(「系統分別:個別」の場合は、①事業変更許可:本文仕様表等 ②既設工認:仕様表、構造図等 ③設計図書:機器リストへ色塗りを実施)

施設区分	設備又は系	系	機器名称 (事業変更許可)	機器名称 (設工認名称)	設置場所	数量	申請団	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	系統分類					グレード	
												STEP1 (Y/N)	STEP2 (Y/N)	STEP3 (Y/N)	STEP4 (Y/N)	STEP5 (Y/N)		
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化冷却設備	プール水冷却系	熱交換器	プール水冷却系熱交換器	FA	3	2	確認	安重	-	S	系統	Y	Y	-	-	-	①
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化冷却設備	プール水冷却系	ポンプ	プール水冷却系ポンプ	FA	3	2	確認	安重	-	S	系統	Y	Y	-	-	-	①
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化冷却設備	プール水浄化系	ポンプ	プール水浄化系ポンプ	FA	2	2	確認	非安重	-	B	系統	N	-	Y	-	-	①
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化冷却設備	プール水浄化系	ろ過装置	プール水浄化系ろ過装置	FA	2	2	確認	非安重	-	B	系統	N	-	Y	-	-	①
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化冷却設備	プール水浄化系	脱塩装置	プール水浄化系脱塩装置	FA	2	2	確認	非安重	-	B	系統	N	-	Y	-	-	①



【事業変更許可申請書 添付書類】

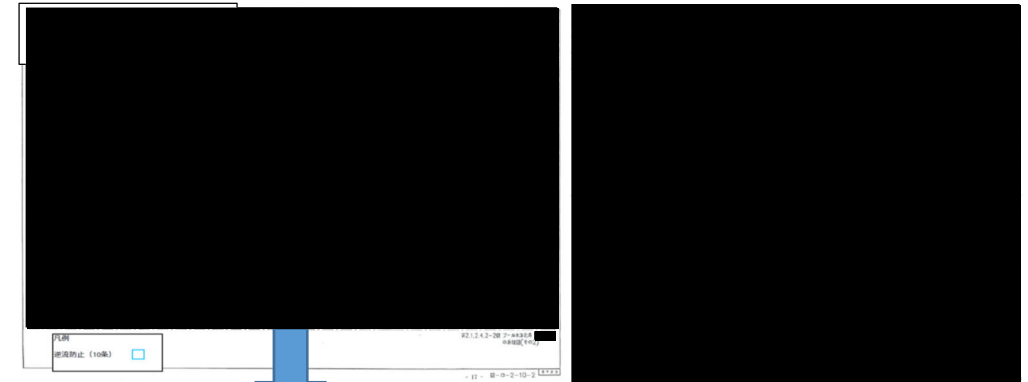
<主たる機能:再処理の方法>

- ・燃料取出しピット、燃料仮置きピット、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料貯蔵プール、燃料送出しピットのから越流するプール水をポンプで昇圧
- ・ろ過装置及び脱塩装置でろ過・脱塩により水の純度及び透明度を維持
- ・ろ過・脱塩後のプール水を燃料取出しピット、燃料仮置きピット、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料貯蔵プール、燃料送出しピットへ戻す

<安全機能>

- ・プール水の浄化のための浄化装置の設置

⇒変更許可申請書の該当箇所を色塗りし、関連箇所を明確化



事業変更許可申請書に示した安全機能等をもとに主流路を色塗り(必要に応じとしている部分についても機能として要求することから主流路として整理)

対象設備毎の「主たる安全機能」「仕様表対象」等を整理した「整理表」を作成

仕様表対象選定手引き（案）

別紙-2

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	仕様表対象選定手引き（案）
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲</p> <p>工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要がある、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2 設工認申請における仕様表作成手引き</p> <p>1. 目的</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類のうち新規制基準対応として事業変更許可申請書への整合及び技術基準規則への適合を機器等の仕様で示す設備（以下「仕様表対象設備」という。）について、設備及び機器等の記載要求範囲、機器等の仕様に関する記載要求範囲に関する記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様表作成手引きを策定する。</p> <p>なお、記載例については、別紙1に示す。</p>
<p>仕様表対象選定手引きの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電炉工認ガイドは、法令化されている別表第1及び別表第2を補足する観点から追加記載が必要な事項等について纏められているが、当社はこれが無いことを踏まえて「①設備及び機器等の記載要求範囲（仕様表対象設備の考え方⇒具体的な個別機器⇒個別施設）」「②個別機器の仕様表記載項目（記載項目の考え方、具体的な記載項目）」「③仕様表の記載方法（具体的な記載方法及び記載例）」の順に展開し、わかりやすいように展開して仕様表対象選定手引きを構成、記載する。 ・ 発電炉別表第1及び別表第2が無い場合、記載にあたっては対象としたものの根拠（理由）がわかるように記載する。（空欄を活用） ・ 仕様表対象選定手引きは発電炉工認ガイドの記載内容、記載程度を参考（対比）としているものは比較できるように記載する。 ・ 本手引きで用いる用語の定義は、可能な限り事業指定基準規則、技術基準規則、事業変更許可申請書等において定義しているものと一致させることで、理解し易いように記載する。また、手引きに基づき仕様表対象を選定する作業者が混乱、バラツキが発生しないよう必要に応じて理解できる程度まで噛み砕いた記載とする。 ・ 記載はなるべく簡潔に記載するように努め、特に簡潔に記載するにあたって考え方、対象が極力不明確とならないよう「～を含む。」「～を除く。」といった表現を用いるとともに、「○○等」は対象を列記して記載する場合のみに使用する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	仕様表対象選定手引き（案）
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ一等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>2. 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の施設（以下「個別施設」という。）に区分し、個別施設毎に建物・構築物、熱交換器、ポンプ、容器、貯槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、ファン及びフィルタ等の機器（以下「個別機器等」という。）を記載する。これらについて、まず核燃料施設の特徴を踏まえた個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設毎に設備の記載要求範囲を示す。</p> <p>仕様表対象設備は、「事業変更許可申請書本文に示す各施設の主たる機能（当該設備の主たる機能及び安全機能）とその達成のために設置する主要な設備＝主流路*」及び「公衆及び放射線業務従事者への影響を可能な限り低減する」という規制要求事項の主旨を踏まえ、公衆に対する影響の程度に応じた以下に示す3つの分類に該当する個別機器等を対象とする。</p> <p>※主流路とは、当該設備が果たすべき主たる機能（例：使用済燃料の受入れ及び貯蔵、せん断等）を達成するための本流に含まれる個別機器等の纏まり（系統、設備）であり、プロセス・ユーティリティ設備であれば容器、主配管、主要弁といったもの、搬送・機械設備であればクレーン、台車といったものを纏めたものをいう。</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	仕様表対象選定手引き（案）
	<p><仕様表対象設備の基本的な考え方></p> <p>【分類A】</p> <p>・機能の喪失により、公衆又は放射線業務従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び運転時における異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故時等において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震Sクラス設備、常設耐震重要重大事故等対処設備及び1.2倍の基準地震動による地震力により機能喪失しない設備（以下「耐震重要施設等」という。）のうち主要な個別機器等</p> <p>【分類B】</p> <p>(1) 通常運転状態において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の貯蔵・保管・廃棄機能に係る確認を必要とする使用済燃料の貯蔵施設、製品貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設（気体・液体・固体）の主要な個別機器等</p> <p>(2) 事業変更許可申請書本文に記載している再処理、廃棄物管理、MOX 燃料加工を行うための使用済燃料又は核燃料物質等を含む溶液又は粉末を取り扱う主要な個別機器等</p> <p>【分類C】</p> <p>・設計想定事象（自然現象、工場若しくは事業所内又はその周辺における核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、火災、溢水その他の核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象）において、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震重要施設等の機器等の機能喪失を防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、その他加工施設、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の火災防護設備、溢水防護設備、竜巻防護対策設備等の主要な個別機器等</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）				
<p>(個別機器等事項)</p>	<p>(個別機器等事項)</p> <p>個別機器等事項では、核燃料施設（再処理施設、廃棄物管理施設、MOX 燃料加工施設）に設置される機器等が、前項で示す基本的な考え方に該当する機器等の仕様を仕様表に記載するにあたり、機能、性能及び構造上の類似性を考慮し、複数の種類（機種）に区分する。</p> <p>種類（機種）の区分は、核燃料施設の特徴から複数の施設において類似性がある「施設共通の機器」と類似性が無い「施設固有の機器」に分けて区分する。</p> <p>【施設共通の機器】</p> <p>施設共通の機器としては、以下のとおりとする。</p> <p>なお、主流路中に設置される小型ポット、フィルタのような機器であって主配管と同等の経路維持のために構造強度を有することで適合性を示す必要がある機器は、基本設計方針及び添付書類（強度及び耐食性に関する説明書、添付図面）で示す。</p> <p>(a) 容器（円筒・円環・板状・角柱型）</p> <table border="1" data-bbox="1489 856 2620 1925"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 856 1605 898">分類</th> <th data-bbox="1605 856 2620 898">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 898 1605 1925">A</td> <td data-bbox="1605 898 2620 1925"> <p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはブルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希积水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給／機器圧縮空気自動供給／圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般／安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	<p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはブルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希积水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給／機器圧縮空気自動供給／圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般／安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p>
分類	対象				
A	<p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはブルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希积水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給／機器圧縮空気自動供給／圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般／安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p>				

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 233 1605 411">B</td> <td data-bbox="1605 233 2620 411">(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの洗浄液を保有する貯槽，洗浄塔，スプレイ塔等，液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液，廃溶媒，分析済溶液，廃樹脂等を保有する貯槽とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 411 1605 726"></td> <td data-bbox="1605 411 2620 726">(2)安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の溶解施設，分離施設，精製施設，脱硝施設，酸及び溶媒の回収施設において溶解を行うための硝酸の調整，供給を行う貯槽，溶解，抽出を行った際の洗浄廃液，凝縮液等を保有する貯槽，分離施設，精製施設，脱硝施設のウラン溶液を保有する貯槽及び低濃度プルトニウムを含む溶液を保有する貯槽，精製施設の注水槽，脱硝施設のウラン粉末を保有する貯槽，還元炉へ供給する還元ガスを保有する貯槽，酸及び溶媒の回収施設における回収硝酸，溶媒を保有する貯槽，分析済溶液を保有する貯槽とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 726 1605 905">C</td> <td data-bbox="1605 726 2620 905">安全機能を有する施設のうち，火災防護設備の消火設備のうち給水処理設備と兼用するろ過水貯槽及び固定式消火設備の消火剤を保有する容器（ボンベ），圧縮空気を供給する空気貯槽，給水処理設備の純水貯槽，化学薬品貯蔵供給設備の薬品等を保有する貯槽とする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1478 915 2683 989">➤ 他施設と共用する給水処理設備のろ過水貯槽，圧縮空気設備の空気貯槽等の主登録先は再処理施設とする。</p> <p data-bbox="1525 1045 1715 1079">(b)容器（塔型）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1087 1605 1129">分類</th> <th data-bbox="1605 1087 2620 1129">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1129 1605 1493">A</td> <td data-bbox="1605 1129 2620 1493">臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止，廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはプルトニウム濃縮缶，酸化塔，脱ガスタ，酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔，気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔，吸収塔，ルテニウム吸着塔，廃ガス洗浄器等，液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。また，放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するプルトニウム濃縮缶，高レベル廃液濃縮缶とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1493 1605 1766">B</td> <td data-bbox="1605 1493 2620 1766">(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔，スプレイ塔等，液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。 (2)安全機能を有する施設のうち，分離施設，精製施設においてはウラン濃縮缶，酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処理系の蒸発缶，精留塔，溶媒蒸留塔，脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1766 1605 1808">C</td> <td data-bbox="1605 1766 2620 1808">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの洗浄液を保有する貯槽，洗浄塔，スプレイ塔等，液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液，廃溶媒，分析済溶液，廃樹脂等を保有する貯槽とする。		(2)安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の溶解施設，分離施設，精製施設，脱硝施設，酸及び溶媒の回収施設において溶解を行うための硝酸の調整，供給を行う貯槽，溶解，抽出を行った際の洗浄廃液，凝縮液等を保有する貯槽，分離施設，精製施設，脱硝施設のウラン溶液を保有する貯槽及び低濃度プルトニウムを含む溶液を保有する貯槽，精製施設の注水槽，脱硝施設のウラン粉末を保有する貯槽，還元炉へ供給する還元ガスを保有する貯槽，酸及び溶媒の回収施設における回収硝酸，溶媒を保有する貯槽，分析済溶液を保有する貯槽とする。	C	安全機能を有する施設のうち，火災防護設備の消火設備のうち給水処理設備と兼用するろ過水貯槽及び固定式消火設備の消火剤を保有する容器（ボンベ），圧縮空気を供給する空気貯槽，給水処理設備の純水貯槽，化学薬品貯蔵供給設備の薬品等を保有する貯槽とする。	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止，廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはプルトニウム濃縮缶，酸化塔，脱ガスタ，酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔，気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔，吸収塔，ルテニウム吸着塔，廃ガス洗浄器等，液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。また，放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するプルトニウム濃縮缶，高レベル廃液濃縮缶とする。	B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔，スプレイ塔等，液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。 (2)安全機能を有する施設のうち，分離施設，精製施設においてはウラン濃縮缶，酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処理系の蒸発缶，精留塔，溶媒蒸留塔，脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。	C	該当する個別機器等はない。
B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの洗浄液を保有する貯槽，洗浄塔，スプレイ塔等，液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液，廃溶媒，分析済溶液，廃樹脂等を保有する貯槽とする。														
	(2)安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の溶解施設，分離施設，精製施設，脱硝施設，酸及び溶媒の回収施設において溶解を行うための硝酸の調整，供給を行う貯槽，溶解，抽出を行った際の洗浄廃液，凝縮液等を保有する貯槽，分離施設，精製施設，脱硝施設のウラン溶液を保有する貯槽及び低濃度プルトニウムを含む溶液を保有する貯槽，精製施設の注水槽，脱硝施設のウラン粉末を保有する貯槽，還元炉へ供給する還元ガスを保有する貯槽，酸及び溶媒の回収施設における回収硝酸，溶媒を保有する貯槽，分析済溶液を保有する貯槽とする。														
C	安全機能を有する施設のうち，火災防護設備の消火設備のうち給水処理設備と兼用するろ過水貯槽及び固定式消火設備の消火剤を保有する容器（ボンベ），圧縮空気を供給する空気貯槽，給水処理設備の純水貯槽，化学薬品貯蔵供給設備の薬品等を保有する貯槽とする。														
分類	対象														
A	臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止，廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはプルトニウム濃縮缶，酸化塔，脱ガスタ，酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔，気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔，吸収塔，ルテニウム吸着塔，廃ガス洗浄器等，液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。また，放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するプルトニウム濃縮缶，高レベル廃液濃縮缶とする。														
B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔，スプレイ塔等，液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。 (2)安全機能を有する施設のうち，分離施設，精製施設においてはウラン濃縮缶，酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処理系の蒸発缶，精留塔，溶媒蒸留塔，脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。														
C	該当する個別機器等はない。														

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(c) 容器（ライニング型）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1611 317">分類</th> <th data-bbox="1611 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1611 499">A</td> <td data-bbox="1611 317 2620 499">閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却，注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 499 1611 682">B</td> <td data-bbox="1611 499 2620 682">(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液，低レベル固体廃棄物（廃樹脂等）の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 682 1611 772">C</td> <td data-bbox="1611 682 2620 772">安全機能を有する施設のうち，火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用）とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 容器（ライニング型）は，建物・構築物に金属ライニング又は樹脂コーティングされた容器をいう。 ▶ 他施設と共用する給水処理設備の消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用），水供給設備の貯水槽の主登録先は再処理施設とする。 </p> <p>(d) パルスカラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1003 1611 1045">分類</th> <th data-bbox="1611 1003 2620 1045">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1045 1611 1182">A</td> <td data-bbox="1611 1045 2620 1182">臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止機能維持の観点から，再処理設備本体の分離施設，精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1182 1611 1365">B</td> <td data-bbox="1611 1182 2620 1365">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の分離施設，精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液，ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1365 1611 1407">C</td> <td data-bbox="1611 1365 2620 1407">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却，注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。	B	(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液，低レベル固体廃棄物（廃樹脂等）の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	安全機能を有する施設のうち，火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用）とする。	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止機能維持の観点から，再処理設備本体の分離施設，精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の分離施設，精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液，ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却，注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。																
B	(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液，低レベル固体廃棄物（廃樹脂等）の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	安全機能を有する施設のうち，火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽，消火水槽（緊急時対策建屋用）とする。																
分類	対象																
A	臨界防止，閉じ込め，火災及び爆発防止機能維持の観点から，再処理設備本体の分離施設，精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，再処理設備本体の分離施設，精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液，ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(e) ミキサセトラ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 317 1614 457">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 457">臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 457 1614 684">B</td> <td data-bbox="1614 457 2620 684">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 684 1614 730">C</td> <td data-bbox="1614 684 2620 730">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 漏えい液受皿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 821 1614 863">分類</th> <th data-bbox="1614 821 2620 863">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 863 1614 1140">A</td> <td data-bbox="1614 863 2620 1140">臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1140 1614 1230">B</td> <td data-bbox="1614 1140 2620 1230">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1230 1614 1276">C</td> <td data-bbox="1614 1230 2620 1276">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の放射性物質等を含む溶液が漏えいした場合に設置される漏えい液受皿は、基本設計方針及び添付書類（閉じ込めの機能に関する説明書、添付図面）で示す。</p>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(g) 運搬・製品容器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1614 457">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 457">臨界防止，閉じ込め機能維持の観点から，ウラン粉末又は MOX 粉末を収納する運搬・製品容器，固体廃棄物の廃棄施設において熔融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 457 1614 909">B</td> <td data-bbox="1614 457 2620 909"> (1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶，固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース，チャンネルボックス及びバーナブルポイズン，低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また，MOX 燃料加工施設においては，臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱う MOX 粉末，燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケツトで可搬型のものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 909 1614 951">C</td> <td data-bbox="1614 909 2620 951">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(h) ろ過装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1045 1614 1087">分類</th> <th data-bbox="1614 1045 2620 1087">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1087 1614 1140">A</td> <td data-bbox="1614 1087 2620 1140">該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1140 1614 1318">B</td> <td data-bbox="1614 1140 2620 1318"> (1) 使用済燃料の貯蔵，廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩，ろ過，浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1318 1614 1360">C</td> <td data-bbox="1614 1318 2620 1360">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め機能維持の観点から，ウラン粉末又は MOX 粉末を収納する運搬・製品容器，固体廃棄物の廃棄施設において熔融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。	B	(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶，固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース，チャンネルボックス及びバーナブルポイズン，低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また，MOX 燃料加工施設においては，臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱う MOX 粉末，燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケツトで可搬型のものとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 使用済燃料の貯蔵，廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩，ろ過，浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	臨界防止，閉じ込め機能維持の観点から，ウラン粉末又は MOX 粉末を収納する運搬・製品容器，固体廃棄物の廃棄施設において熔融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。																
B	(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶，固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース，チャンネルボックス及びバーナブルポイズン，低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また，MOX 燃料加工施設においては，臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱う MOX 粉末，燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケツトで可搬型のものとする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	該当する個別機器等はない。																
B	(1) 使用済燃料の貯蔵，廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩，ろ過，浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(i) 熱交換器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1611 317">分類</th> <th data-bbox="1611 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1611 636">A</td> <td data-bbox="1611 317 2620 636">使用済燃料の貯蔵，閉じ込め（崩壊熱除去），廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウム，揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器，冷却器とする。また，放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器，予備凝縮器とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 636 1611 863">B</td> <td data-bbox="1611 636 2620 863">(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウムの除去，廃ガス中のNO_xガス回収，揮発性ルテニウムを除去する凝縮器，冷却器等，低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 863 1611 905">C</td> <td data-bbox="1611 863 2620 905">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 容器の附属品として設置している冷却又は加熱を行うコイル，ジャケット，蒸発缶（加熱部）等は，ユニット品として容器側に機能，性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用又は製品製造のための加熱・冷却用の熱交換器は除く。 </p> <p>(j) 冷却塔／冷凍機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1136 1611 1178">分類</th> <th data-bbox="1611 1136 2620 1178">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1178 1611 1451">A</td> <td data-bbox="1611 1178 2620 1451">閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ，冷却塔，冷凍機とする。また，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及び TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1451 1611 1587">B</td> <td data-bbox="1611 1451 2620 1587">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔／冷凍機とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1587 1611 1629">C</td> <td data-bbox="1611 1587 2620 1629">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 冷却塔／冷凍機は動的機器（ファン，圧縮機）を有するユニット品として冷却塔／冷凍機側に機能，性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用の冷却塔／冷凍機は除く。 </p>	分類	対象	A	使用済燃料の貯蔵，閉じ込め（崩壊熱除去），廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウム，揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器，冷却器とする。また，放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器，予備凝縮器とする。	B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウムの除去，廃ガス中のNO _x ガス回収，揮発性ルテニウムを除去する凝縮器，冷却器等，低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ，冷却塔，冷凍機とする。また，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及び TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔／冷凍機とする。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	使用済燃料の貯蔵，閉じ込め（崩壊熱除去），廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウム，揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器，冷却器とする。また，放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器，予備凝縮器とする。																
B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体，液体，固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中の放射性トリチウムの除去，廃ガス中のNO _x ガス回収，揮発性ルテニウムを除去する凝縮器，冷却器等，低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ，冷却塔，冷凍機とする。また，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及び TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち，設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち，その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔／冷凍機とする。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(k) ボイラ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 457">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 457">閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合に その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の 蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 457 1614 638">B</td> <td data-bbox="1614 457 2620 638">(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等へ の加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供 給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 638 1614 680">C</td> <td data-bbox="1614 638 2620 680">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ボイラは動的機器（ファン、圧縮機）、容器等を含むユニット品としてボイラ側で機能、性能に係る 仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用のボイラは除く。</p> <p>▶ 他施設と共用するボイラの主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(1) 電気ヒータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1094 1614 1136">分類</th> <th data-bbox="1614 1094 2620 1136">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1136 1614 1276">A</td> <td data-bbox="1614 1136 2620 1276">廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設 置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加 熱する加熱器（電気ヒータ）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1276 1614 1457">B</td> <td data-bbox="1614 1276 2620 1457">(1) 廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するた めのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1457 1614 1499">C</td> <td data-bbox="1614 1457 2620 1499">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合に その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の 蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。	B	(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等へ の加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供 給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設 置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加 熱する加熱器（電気ヒータ）とする。	B	(1) 廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するた めのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合に その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の 蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。																
B	(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等へ の加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供 給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設 置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加 熱する加熱器（電気ヒータ）とする。																
B	(1) 廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するた めのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(m)ポンプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 457">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 457">放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 457 1614 684">B</td> <td data-bbox="1614 457 2620 684">(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 684 1614 772">C</td> <td data-bbox="1614 684 2620 772">火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、建物の地下水の排水を行うポンプとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ポンプは動力源に電源を使用するポンプであり、安全機能、性能の担保に関係しない溶液の移送のみを行うもの及びドラム缶から発電機等へ燃料を補給する際に使用するハンドポンプ、消火配管の系統内圧力を維持するポンプは除く。</p> <p>▶ 他施設と共用する消火設備の消火剤（水）を供給するポンプの主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(n)特殊ポンプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1045 1614 1087">分類</th> <th data-bbox="1614 1045 2620 1087">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1087 1614 1228">A</td> <td data-bbox="1614 1087 2620 1228">高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1228 1614 1316">B</td> <td data-bbox="1614 1228 2620 1316">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1316 1614 1358">C</td> <td data-bbox="1614 1316 2620 1358">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 上記以外の放射性物質等を含む溶液が漏えいした場合に回収する特殊ポンプは、基本設計方針及び添付書類（閉じ込めの機能に関する説明書、添付図面）で示す。</p>	分類	対象	A	放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、建物の地下水の排水を行うポンプとする。	分類	対象	A	高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。																
B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、建物の地下水の排水を行うポンプとする。																
分類	対象																
A	高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(o) 圧縮機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1611 317">分類</th> <th data-bbox="1611 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1611 548">A</td> <td data-bbox="1611 317 2620 548">火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 548 1611 684">B</td> <td data-bbox="1611 548 2620 684">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 684 1611 726">C</td> <td data-bbox="1611 684 2620 726">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の圧縮機で溶液移送用、計装用（弁駆動用、計測用）、機械装置駆動用、発電機始動用に使用するものを除く。</p> <p>➤ 他施設と共用する圧縮機の主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(p) ファン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 957 1611 999">分類</th> <th data-bbox="1611 957 2620 999">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 999 1611 1409">A</td> <td data-bbox="1611 999 2620 1409">安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1409 1611 1629">B</td> <td data-bbox="1611 1409 2620 1629">(1) 安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1629 1611 1724">C</td> <td data-bbox="1611 1629 2620 1724">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 廃棄・換気・崩壊熱除去機能に係らない換気・空調用の送風機は除く。</p>	分類	対象	A	火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。																
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。																
B	(1) 安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																				
<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p>	<p>(q) 主要弁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 590">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 590"> ・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパ以外で，設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価，有効性評価でその機能，性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 590 1614 726">B</td> <td data-bbox="1614 590 2620 726">(1)安全機能を有する施設のうち，火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 726 1614 768"></td> <td data-bbox="1614 726 2620 768">(2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 768 1614 863">C</td> <td data-bbox="1614 768 2620 863">蒸気が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に主要弁のうち，自動操作信号により作動する弁以外の対象例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 重大事故時において放射線分解により発生する水素の発生防止のために代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給槽から所定の圧力又は流量で水素掃気用の空気を供給するために作動する減圧弁（代替安全圧縮空気系） ➤ 高レベル廃液ガラス固化設備の熔融ガラスの漏えい時における固化セル圧力放出系からの放出を行うために作動する逆止弁（設計基準事故時における閉じ込め機能維持） ➤ プール水冷却系又は安全冷却水系の機能維持の観点から下位クラスとの接続部に設置され冷却水の異常な漏出を防止するために作動する逆止弁（安全冷却水系による崩壊熱除去機能:PS の維持） <p>(r) 安全弁及び逃がし弁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1360 1614 1402">分類</th> <th data-bbox="1614 1360 2620 1402">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1402 1614 1539">A</td> <td data-bbox="1614 1402 2620 1539">通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において，容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1539 1614 1581">B</td> <td data-bbox="1614 1539 2620 1581">(1) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1581 1614 1623"></td> <td data-bbox="1614 1581 2620 1623">(2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1623 1614 1675">C</td> <td data-bbox="1614 1623 2620 1675">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に安全弁及び逃がし弁の対象例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 圧縮空気設備の安全圧縮空気系の容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁とする。（通常運転時） ➤ 設計基準事故時において高レベル廃液の漏えいが発生した場合に起動する給水施設の蒸気供給設備の安全蒸気系の容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁及び逃がし弁とする。（設計基準事故時） 	分類	対象	A	・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパ以外で，設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価，有効性評価でその機能，性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち，火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。		(2)該当する個別機器等はない。	C	蒸気が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。	分類	対象	A	通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において，容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。		(2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																				
A	・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパ以外で，設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価，有効性評価でその機能，性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。																				
B	(1)安全機能を有する施設のうち，火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁，ダンパとする。																				
	(2)該当する個別機器等はない。																				
C	蒸気が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。																				
分類	対象																				
A	通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において，容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁で常設又は可搬型のものとする。																				
B	(1) 該当する個別機器等はない。																				
	(2) 該当する個別機器等はない。																				
C	該当する個別機器等はない。																				

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）				
<p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態，工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし，放射線管理施設の換気設備においては，事故時において公衆並びに中央制御室，緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし，要目表に記載する必要があるが，クラス3管，重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。）を準用する管に接続する管継手であって，JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し，管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては，要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また，クラス1管，クラス2管，重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて，母管から分岐する主配管に接続するための管台については，要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン，ミニマムフローライン，バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。），循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン），ドレンライン，ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが，主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか，系統図において必要な仕様（外径，厚さ及び材料等）を記載することとする。</p>	<p>▶ 重大事故時において放射線分解により発生する水素の発生防止のために代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給槽等から水素掃気用の空気を供給する系統，設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止又は TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発の拡大防止として廃ガス貯留設備において発生した廃ガスを貯留する容器及び主配管の過圧破損を防止するための安全弁及び逃がし弁とする。（重大事故時）</p> <p>(s)主配管</p> <table border="1" data-bbox="1516 541 2620 993"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 541 1611 583">分類</th> <th data-bbox="1611 541 2620 583">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 583 1611 993">共通</td> <td data-bbox="1611 583 2620 993"> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において，その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管（減衰器含む），ダクト，ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備，緊急時対策建屋の換気設備においては，設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので，気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 管継手及び管台については，原則として，JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は，仕様表への記載を必要としないこととし，特殊な異材継手等の管継手及び管台については，仕様表へ記載し，系統図において必要な仕様（外径，厚さ及び材料等）を記載することとする。（管継手の扱いについては，別添3を参照。）</p> <p>▶ テストライン，ミニマムフローライン，バイパスライン，循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン），ドレンライン，ベントライン及び計装ライン（放射線監視設備のモニタリング設備の計測ライン含む），オーバーフローライン液調整ライン，除染ライン，槽間移送ライン，分析採取ライン，一般ユーティリティ設備であつて当該流体の供給が安全機能維持及び重大事故等の対処に関係しない機器等へ供給する配管は，主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが，主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となる。評価対象で必要となる管台の仕様は，添付書類（強度及び耐食性に関する説明書，系統図）で外径，厚さ及び材料等を記載する。</p>	分類	対象	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において，その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管（減衰器含む），ダクト，ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備，緊急時対策建屋の換気設備においては，設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので，気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。
分類	対象				
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運転状態，安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において，その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管（減衰器含む），ダクト，ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように，流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備，緊急時対策建屋の換気設備においては，設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので，気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。 				

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）								
<p>D. フィルター</p> <p>規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性よう素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。</p> <p>「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含まない。</p>	<p>(t) フィルタ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 814">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 814"> 安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルター、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルター及びミストフィルターであって常設又は可搬型のものとする。 また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターであって常設又は可搬型とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 814 1614 1129">B</td> <td data-bbox="1614 814 2620 1129"> (1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルターとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1129 1614 1178">C</td> <td data-bbox="1614 1129 2620 1178"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 廃棄・換気・居住性機能（除去効率）に関係しないフィルタは除く。</p>	分類	対象	A	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルター、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルター及びミストフィルターであって常設又は可搬型のものとする。 また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターであって常設又は可搬型とする。	B	(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルターとする。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象								
A	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルター、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルター及びミストフィルターであって常設又は可搬型のものとする。 また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターであって常設又は可搬型とする。								
B	(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルターとする。								
C	該当する個別機器等はない。								
<p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程（JEAG4602-2004 日本電気協会）に定めるものをいう。</p>	<p>該当無し</p>								

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(u) 建物・構築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 317 1614 680">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 680"> 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物（洞道含む）とし、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット（収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等）、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・事故対策の支援機能（電源供給機能、居住性機能、水供給機能）の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所、非常用電源建屋、主排気筒管理とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 680 1614 905">B</td> <td data-bbox="1614 680 2620 905"> (1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物（洞道含む）で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置する施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 905 1614 999">C</td> <td data-bbox="1614 905 2620 999"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 火災区域又は火災区画を構成する火災区域・火災区画構築物（コンクリート壁）、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）からの防護壁（コンクリート壁）及び施設外漏えい堰（コンクリート堰）は、建物・構築物のユニット品として機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁）は、遮蔽設備にて纏めて記載する。 ▶ 他施設と共用する貯蔵容器搬送用洞道の主登録は MOX 燃料加工施設とする。 </p> <p>(v) 排気筒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 1314 1614 1356">分類</th> <th data-bbox="1614 1314 2620 1356">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1356 1614 1581">A</td> <td data-bbox="1614 1356 2620 1581"> 通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、環境へ排気（廃棄）することを想定した排気筒（主排気筒、北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）を対象とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1581 1614 1766">B</td> <td data-bbox="1614 1581 2620 1766"> (1) 所定の排気口から環境へ排気（廃棄）する排気筒として、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1766 1614 1808">C</td> <td data-bbox="1614 1766 2620 1808"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p> ▶ 排気筒内に設置される各筒身は、排気筒のユニット品として機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。 ▶ 他施設と共用する北換気筒（鉄塔）の主登録は廃棄物管理施設とする。 </p>	分類	対象	A	閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物（洞道含む）とし、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット（収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等）、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・事故対策の支援機能（電源供給機能、居住性機能、水供給機能）の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所、非常用電源建屋、主排気筒管理とする。	B	(1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物（洞道含む）で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置する施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、環境へ排気（廃棄）することを想定した排気筒（主排気筒、北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）を対象とする。	B	(1) 所定の排気口から環境へ排気（廃棄）する排気筒として、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物（洞道含む）とし、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット（収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等）、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・事故対策の支援機能（電源供給機能、居住性機能、水供給機能）の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所、非常用電源建屋、主排気筒管理とする。																
B	(1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃（外部火災、航空機墜落火災等）、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物（洞道含む）で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置する施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、環境へ排気（廃棄）することを想定した排気筒（主排気筒、北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）を対象とする。																
B	(1) 所定の排気口から環境へ排気（廃棄）する排気筒として、北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																											
	<p>(w) 飛来物防護設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 321 1611 363">分類</th> <th data-bbox="1611 321 2620 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 363 1611 405">A</td> <td data-bbox="1611 363 2620 405">該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 405 1611 510" rowspan="2">B</td> <td data-bbox="1611 405 2620 447">(1) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 447 2620 489">(2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 510 1611 636">C</td> <td data-bbox="1611 510 2620 636">外部衝撃（竜巻，航空機落下等）による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット，飛来物防護板，防護扉等とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(x) ラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 730 1611 772">分類</th> <th data-bbox="1611 730 2620 772">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 772 1611 1098">A</td> <td data-bbox="1611 772 2620 1098">臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き，搬送，貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック，バスケット，仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又は MOX 粉末等の搬送，貯蔵を行うための容器とする。また，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち，臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き，搬送，貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック，バスケット，仮置き架台等とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1098 1611 1276" rowspan="2">B</td> <td data-bbox="1611 1098 2620 1224">(1) 安全機能を有する施設のうち，固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽，転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1224 2620 1276">(2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1276 1611 1318">C</td> <td data-bbox="1611 1276 2620 1318">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 空容器を収納するラックは除く。</p> <p>(y) 防水区画構造物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1455 1611 1497">分類</th> <th data-bbox="1611 1455 2620 1497">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1497 1611 1539">A</td> <td data-bbox="1611 1497 2620 1539">該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1539 1611 1644" rowspan="2">B</td> <td data-bbox="1611 1539 2620 1581">(1) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1581 2620 1623">(2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1644 1611 1728">C</td> <td data-bbox="1611 1644 2620 1728">溢水及び化学薬品の漏えいによる安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための堰，防水扉，水密扉，止水板及び蓋とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 蒸気拡散を抑制するためのターミナルエンド防護カバーを設置する必要がある場合は仕様表対象とする。（現時点で設置の予定はない）</p>	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 該当する個別機器等はない。	(2) 該当する個別機器等はない。	C	外部衝撃（竜巻，航空機落下等）による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット，飛来物防護板，防護扉等とする。	分類	対象	A	臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き，搬送，貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック，バスケット，仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又は MOX 粉末等の搬送，貯蔵を行うための容器とする。また，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち，臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き，搬送，貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック，バスケット，仮置き架台等とする。	B	(1) 安全機能を有する施設のうち，固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽，転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。	(2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 該当する個別機器等はない。	(2) 該当する個別機器等はない。	C	溢水及び化学薬品の漏えいによる安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための堰，防水扉，水密扉，止水板及び蓋とする。
分類	対象																											
A	該当する個別機器等はない。																											
B	(1) 該当する個別機器等はない。																											
	(2) 該当する個別機器等はない。																											
C	外部衝撃（竜巻，航空機落下等）による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット，飛来物防護板，防護扉等とする。																											
分類	対象																											
A	臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き，搬送，貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック，バスケット，仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又は MOX 粉末等の搬送，貯蔵を行うための容器とする。また，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち，臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き，搬送，貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック，バスケット，仮置き架台等とする。																											
B	(1) 安全機能を有する施設のうち，固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽，転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。																											
	(2) 該当する個別機器等はない。																											
C	該当する個別機器等はない。																											
分類	対象																											
A	該当する個別機器等はない。																											
B	(1) 該当する個別機器等はない。																											
	(2) 該当する個別機器等はない。																											
C	溢水及び化学薬品の漏えいによる安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための堰，防水扉，水密扉，止水板及び蓋とする。																											

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p>(z) 遮蔽設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 275 1614 317">分類</th> <th data-bbox="1614 275 2620 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 317 1614 590">A</td> <td data-bbox="1614 317 2620 590">通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁），補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 590 1614 863">B</td> <td data-bbox="1614 590 2620 863">(1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽（コンクリート壁）及び補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 863 1614 905">C</td> <td data-bbox="1614 863 2620 905">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ ポンプ，核燃料物質等取扱いボックス等に附属している補助遮蔽は，ユニット品としてポンプ，核燃料物質等取扱ボックス等側で機能，性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>(aa) 搬送設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 1094 1614 1136">分類</th> <th data-bbox="1614 1094 2620 1136">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 1136 1614 1272">A</td> <td data-bbox="1614 1136 2620 1272">臨界防止，使用済燃料を取り扱う搬送設備であって，従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1272 1614 1409">B</td> <td data-bbox="1614 1272 2620 1409">(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン，台車等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1409 1614 1451">C</td> <td data-bbox="1614 1409 2620 1451">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 放射線障害の観点から人への影響が小さい低レベル固体廃棄物等を運搬する搬送設備を除く。</p> <p>➤ 他施設と共用する洞道搬送台車の主登録は MOX 燃料加工施設とする。</p>	分類	対象	A	通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁），補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。	B	(1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽（コンクリート壁）及び補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	臨界防止，使用済燃料を取り扱う搬送設備であって，従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン）とする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン，台車等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽及びセル遮蔽（コンクリート壁），補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。																
B	(1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の外部遮蔽（コンクリート壁）及び補助遮蔽（ハッチ，窓，プラグ，扉，蓋等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	臨界防止，使用済燃料を取り扱う搬送設備であって，従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン）とする。																
B	(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備（クレーン，台車等）とする。 (2)該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																
	<p data-bbox="1525 279 1685 310">(ab)機械装置</p> <table border="1" data-bbox="1489 317 2605 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 317 1614 363">分類</th> <th data-bbox="1614 317 2605 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 363 1614 548">A</td> <td data-bbox="1614 363 2605 548"> 臨界防止，閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送，運搬，処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置，粉砕機，混合機，粉末充てん機等とする。MOX 燃料加工施設においては，MOX 燃料の主要な加工工程の装置（一次混合装置等）とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 548 1614 863">B</td> <td data-bbox="1614 548 2605 863"> (1) 廃棄機能，火災及び爆発防止機能の観点から気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置，チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置，熱分解装置，焼却装置等とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，核燃料物質等の移送，運搬，処理及び気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置，検査装置等とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 863 1614 909">C</td> <td data-bbox="1614 863 2605 909"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1525 961 1843 993">(ac)核物質等取扱ボックス</p> <table border="1" data-bbox="1489 999 2605 1591"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 999 1614 1045">分類</th> <th data-bbox="1614 999 2605 1045">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 1045 1614 1272">A</td> <td data-bbox="1614 1045 2605 1272"> 安全上重要な施設のうち，精製施設，脱硝施設，MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また，MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1272 1614 1545">B</td> <td data-bbox="1614 1272 2605 1545"> (1) 安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって，閉じ込め機能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス，オープンポートボックス，フードとする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 1545 1614 1591">C</td> <td data-bbox="1614 1545 2605 1591"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止，閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送，運搬，処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置，粉砕機，混合機，粉末充てん機等とする。MOX 燃料加工施設においては，MOX 燃料の主要な加工工程の装置（一次混合装置等）とする。	B	(1) 廃棄機能，火災及び爆発防止機能の観点から気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置，チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置，熱分解装置，焼却装置等とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，核燃料物質等の移送，運搬，処理及び気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置，検査装置等とする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	安全上重要な施設のうち，精製施設，脱硝施設，MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また，MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。	B	(1) 安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって，閉じ込め機能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス，オープンポートボックス，フードとする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象																
A	臨界防止，閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送，運搬，処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置，粉砕機，混合機，粉末充てん機等とする。MOX 燃料加工施設においては，MOX 燃料の主要な加工工程の装置（一次混合装置等）とする。																
B	(1) 廃棄機能，火災及び爆発防止機能の観点から気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置，チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置，熱分解装置，焼却装置等とする。 (2) 安全機能を有する施設のうち，核燃料物質等の移送，運搬，処理及び気体，液体，固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で，ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置，検査装置等とする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	安全上重要な施設のうち，精製施設，脱硝施設，MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また，MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。																
B	(1) 安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって，閉じ込め機能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス，オープンポートボックス，フードとする。 (2) 該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド				当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）									
<p>F. 非常用のもの</p> <p>規則別表第1又は別表第2の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあっては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。</p>													
発電用原子炉施設の種類の	沸騰水型発電用原子炉施設	改良型沸騰水型発電用原子炉施設	加圧水型発電用原子炉施設										
原子炉冷却系統施設	○原子炉補機冷却設備にあっては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあっては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあっては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備、原子炉停止系又は制御用空気設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。										
計測制御系統施設	○制御方式及び制御方法にあっては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方式 ・ほう酸水注入設備の制御方式 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあっては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあっては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方式 ・ほう酸水注入設備の制御方式 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあっては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあっては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・制御棒の位置の制御方式 ・一次冷却材のほう酸濃度の制御方式 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○ほう酸注入機能を有する設備にあっては、未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・ほう酸を内包するポンプ、容器、ろ過装置及び主配管										
(続き) 計測制御系統施設	○計測装置にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度 ・制御棒の位置 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・原子炉建屋内の水素ガス濃度	○計測装置にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度 ・炉心流量 ・制御棒の位置 ・制御棒駆動水の圧力 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・原子炉建屋内の水素ガス濃度	○計測装置にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量 ・加圧器内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・蒸気発生器内の水位 ・主蒸気の圧力又は流量 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・二次格納施設内の水素ガス濃度										
放射線管理施設	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ・換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・原子炉格納容器本体内の線量当量率 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。 ・中央制御室、中央制御室外の原子炉停止機能										
				<p>(ad)変圧器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 他施設と共用する受電開閉設備の変圧器の主登録は再処理施設とする。</p>		分類	対象	A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(ae)受電開閉設備用遮断器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 他施設と共用する受電開閉設備用遮断器の主登録は再処理施設とする。</p>		分類	対象	A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(af)電源盤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 電源供給を行う際に使用するケーブル（常設又は可搬型）は基本設計方針対象とする。</p>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド				当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）									
	・中央制御室，中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所，緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）	・中央制御室，中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所，緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）	を有する場所，緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）										
その他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備	○その他の電源装置にあつては，発電用原子炉の安全性を確保するために工学的安全施設等に電源を供給するもの												
<p>※原則として，発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）等でクラス1又は2として規定される構築物，系統又は機器を対象としている。</p>													
				<p>(ag) 発電機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源，重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1)外部電源喪失時において，廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から，負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル（常設又は可搬型）は基本設計方針対象とする。</p>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源，重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。	B	(1)外部電源喪失時において，廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から，負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源，重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。												
B	(1)外部電源喪失時において，廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から，負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。 (2)該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(ah) 無停電電源装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												
				<p>(ai) 電力貯蔵装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。
分類	対象												
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において，安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から，負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												

<比較検討>

<p>発電炉 工認手続ガイド</p>	<p>当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）</p>								
	<p>(aj)計装/放管設備</p> <p><計装設備></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 321 1605 363">分類</th> <th data-bbox="1605 321 2605 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 363 1605 730">A</td> <td data-bbox="1605 363 2605 730"> <p>通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御（計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む）するための計器等（設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備（空冷装置含む）、代替安全保護回路）で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 730 1605 909">B</td> <td data-bbox="1605 730 2605 909"> <p>(1) 臨界防止、火災及び爆発防止、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視、制御する計器等とする。</p> <p>(2) 該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 909 1605 1045">C</td> <td data-bbox="1605 909 2605 1045"> <p>溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル及び信号伝送に使用するケーブル、無線伝送装置（アンテナ含む）及び制御盤、監視盤で常設又は可搬型ものは基本設計方針対象とする。</p> <p>▶ 重大事故等の対処において使用する可搬型の水素濃度計や燃料貯蔵プール等の監視装置は、容器、ホース、ファン、凝縮器等のユニット品で構成されることから機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 他施設と共用する計装設備の主登録は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	<p>通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御（計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む）するための計器等（設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備（空冷装置含む）、代替安全保護回路）で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。</p>	B	<p>(1) 臨界防止、火災及び爆発防止、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視、制御する計器等とする。</p> <p>(2) 該当する個別機器等はない。</p>	C	<p>溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。</p>
分類	対象								
A	<p>通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御（計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む）するための計器等（設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備（空冷装置含む）、代替安全保護回路）で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。</p>								
B	<p>(1) 臨界防止、火災及び爆発防止、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視、制御する計器等とする。</p> <p>(2) 該当する個別機器等はない。</p>								
C	<p>溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。</p>								

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）										
	<p data-bbox="1507 279 1665 310"><放管設備></p> <p data-bbox="1478 323 2691 447">通常運転状態、設計基準事故時及び重大事故等において公衆又は従事者の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として放射線又は放射性物質の濃度等を監視する放管設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1516 453 2605 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 453 1614 495">分類</th> <th data-bbox="1614 453 2605 495">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 495 1614 1220">A</td> <td data-bbox="1614 495 2605 1220"> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。 ・設計基準事故時及び重大事故等において、大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための設備である、放射線監視設備（排気筒モニタ）、環境モニタリング設備（モニタリングポスト等）、代替モニタリング設備（可搬型線量率計等）、環境管理設備（放射能観測車）、代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。 ・重大事故等において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備（核種分析装置等）、代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 ・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 ・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1220 1614 1493">B</td> <td data-bbox="1614 1220 2605 1493"> <p data-bbox="1614 1220 1665 1251">(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 ・管理区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置、エリアモニタ、ダストモニタ、サーベイメータとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1493 1614 1535"></td> <td data-bbox="1614 1493 2605 1535"> <p data-bbox="1614 1493 1991 1524">(2) 該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1535 1614 1581">C</td> <td data-bbox="1614 1535 2605 1581"> <p data-bbox="1614 1535 1961 1566">該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1478 1587 2691 1671">➤ 電源供給を行う際に使用するケーブル及び信号伝送に使用するケーブル、無線伝送装置（アンテナ含む）及び制御盤、監視盤で常設又は可搬型のもの基本設計方針対象とする。</p> <p data-bbox="1478 1677 2199 1709">➤ 他施設と共用する放管設備の主登録は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。 ・設計基準事故時及び重大事故等において、大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための設備である、放射線監視設備（排気筒モニタ）、環境モニタリング設備（モニタリングポスト等）、代替モニタリング設備（可搬型線量率計等）、環境管理設備（放射能観測車）、代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。 ・重大事故等において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備（核種分析装置等）、代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 ・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 ・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 	B	<p data-bbox="1614 1220 1665 1251">(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 ・管理区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置、エリアモニタ、ダストモニタ、サーベイメータとする。 		<p data-bbox="1614 1493 1991 1524">(2) 該当する個別機器等はない。</p>	C	<p data-bbox="1614 1535 1961 1566">該当する個別機器等はない。</p>
分類	対象										
A	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。 ・設計基準事故時及び重大事故等において、大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための設備である、放射線監視設備（排気筒モニタ）、環境モニタリング設備（モニタリングポスト等）、代替モニタリング設備（可搬型線量率計等）、環境管理設備（放射能観測車）、代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。 ・重大事故等において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備（核種分析装置等）、代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 ・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 ・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 										
B	<p data-bbox="1614 1220 1665 1251">(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し、並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 ・管理区域における外部放射線に関わる線量当量、空気中の濃度、放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置、エリアモニタ、ダストモニタ、サーベイメータとする。 										
	<p data-bbox="1614 1493 1991 1524">(2) 該当する個別機器等はない。</p>										
C	<p data-bbox="1614 1535 1961 1566">該当する個別機器等はない。</p>										

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）																												
	<p>(ak) 保守設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 321 1605 363">分類</th> <th data-bbox="1605 321 2602 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1516 363 1605 499">A</td> <td data-bbox="1605 363 2602 499">再処理施設のうち、ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備（レンガ回収治具、負圧維持治具、メルタ用シャッタ等）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 499 1605 594">B</td> <td data-bbox="1605 499 2602 594">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 594 1605 636">C</td> <td data-bbox="1605 594 2602 636">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設固有の機器】 施設固有の機器として、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 779 1635 821">分類</th> <th data-bbox="1635 779 2656 821">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 821 1635 915">せん断機</td> <td data-bbox="1635 821 2656 915">再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 915 1635 1010">溶解槽</td> <td data-bbox="1635 915 2656 1010">再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1010 1635 1104">清澄機</td> <td data-bbox="1635 1010 2656 1104">再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1104 1635 1230">脱硝装置 脱硝塔</td> <td data-bbox="1635 1104 2656 1230">再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1230 1635 1367">焙焼炉 還元炉</td> <td data-bbox="1635 1230 2656 1367">再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX 粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1367 1635 1545">ガラス熔融 炉</td> <td data-bbox="1635 1367 2656 1545">再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1545 1635 1640">ガラス固化 体検査装置</td> <td data-bbox="1635 1545 2656 1640">廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1640 1635 1776">焼結装置 小規模焼結 処理装置</td> <td data-bbox="1635 1640 2656 1776">MOX 燃料加工施設固有の機器であり、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1776 1635 1904">スタック乾 燥装置</td> <td data-bbox="1635 1776 2656 1904">MOX 燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ペレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	再処理施設のうち、ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備（レンガ回収治具、負圧維持治具、メルタ用シャッタ等）とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	せん断機	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。	溶解槽	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	清澄機	再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	脱硝装置 脱硝塔	再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	焙焼炉 還元炉	再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX 粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。	ガラス熔融 炉	再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。	ガラス固化 体検査装置	廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。	焼結装置 小規模焼結 処理装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。	スタック乾 燥装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ペレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。
分類	対象																												
A	再処理施設のうち、ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備（レンガ回収治具、負圧維持治具、メルタ用シャッタ等）とする。																												
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																												
C	該当する個別機器等はない。																												
分類	対象																												
せん断機	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。																												
溶解槽	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												
清澄機	再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												
脱硝装置 脱硝塔	再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												
焙焼炉 還元炉	再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX 粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。																												
ガラス熔融 炉	再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに熔融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。																												
ガラス固化 体検査装置	廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。																												
焼結装置 小規模焼結 処理装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、グリーンペレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。																												
スタック乾 燥装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ペレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																												

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>(個別施設事項)</p> <p>G. 原子炉本体</p> <p>原子炉本体の基本仕様の他、次に掲げる施設に応じそれぞれに掲げる事項について対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沸騰水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、チャンネルボックス、炉心支持構造物、原子炉压力容器又は原子炉容器等 ・加圧水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽材、原子炉压力容器又は原子炉容器等 <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）とする。</p> <p>燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。なお、使用済燃料貯蔵容器のうち、設置許可基準規則第2条第2項第41号に定める兼用キャスクについては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けている旨、供用を開始する前までに法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認（以下「容器承認」という。）を受ける旨並びに供用中は当該設計承認及び当該容器承認に係る使用する期間の更新等に必要な手続を継続して行う旨を記載することとする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備及び放射性物質の拡散抑制のために燃料取扱建屋へ放水する設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。水源についても含める。</p> <p>I. 原子炉冷却系統施設</p> <p>発電用原子炉施設の型式によって以下のとおりとし、具体的な範囲の例について参考資料2に示す。</p> <p>①－ 1 沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備</p> <p>原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、原子炉压力容器から再循環ポンプを経て原子炉压力容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備</p> <p>炉心で発生した高温又は高圧の蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉压力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、</p>	<p>(個別施設事項 (再処理施設))</p> <p>A. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>使用済燃料の受入れ、一時保管、貯蔵、せん断処理施設への使用済燃料の送出しを行う使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備とする。また、燃料貯蔵プール等の冷却、遮蔽を行うプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系及び補給水設備、燃料貯蔵プール等内の水を浄化装置（ろ過装置）により浄化するプール水浄化・冷却設備のプール水浄化系とする。</p> <p>使用済燃料の取出し準備としての輸送容器内部の水の交換を行う燃料取出し準備設備、使用済燃料輸送容器の保守を使用済燃料輸送容器返却準備設備、使用済燃料輸送容器保守設備は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、冷却と放射線の遮蔽の機能を有する燃料貯蔵プール等内の水の状況を監視するためのもので制御室等へのパラメータの伝達又は警報発信等の機能を有する装置（計装設備）とする。また、このほか燃料貯蔵プール等槽内から水があふれ又は漏えいすることがないように設置する堰等とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等に係る重大事故の発生防止等のために設置する代替注水設備及び放射性物質の拡散抑制のためのスプレイ設備、漏えい抑制設備及び臨界防止設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>B. 再処理設備本体</p> <p>使用済燃料のせん断機への供給、せん断処理を行うせん断処理施設の燃料供給設備及びせん断処理設備とする。</p> <p>せん断処理施設でせん断した燃料せん断片及びエンドピースの硝酸による溶解（必要に応じて可溶性中性子吸収材を加えた硝酸で行う溶解を含む）、溶解液中の不溶解残渣の除去及び不溶解残渣を除去した溶解液の分離施設への移送を行う溶解施設の溶解設備及び清澄・計量設備とする。なお、硝酸により溶解を行った際のハル及びエンドピースを固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送するために使用する機器は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>せん断処理施設の清澄・計量設備から受け入れた溶解液中からのウラン及びプルトニウムの分離、核分裂生成物の除去、ウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ溶液の移送、工程停止時の放射性物質を含む溶液の一時貯留を行う分離施設の分離設備、分配設備及び分離建屋一時貯留設備とする。</p> <p>なお、精製施設のウラン精製設備、プルトニウム精製設備及び精製建屋一時貯留処理設備、脱硝施設のウラン脱硝設備の受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>復水浄化系，給復水系，給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。 また，主蒸気隔離弁漏えい抑制系は本設備に含める。</p> <p>C. 残留熱除去設備 通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及びその他の残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却，及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし，弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。</p> <p>(a) 原子炉停止時冷却モード (b) 低圧注水モード（又は低圧注入モード） (c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード (d) サプレッションチェンバプール水冷却モード (e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能</p> <p>また，炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場への輸送する設備については，原子炉補機冷却設備を除き，重大事故の発生防止等のために設置するものも含め，常設又は可搬型を問わず本設備に含める。主蒸気隔離弁閉鎖等によって主復水器が使用できない場合の崩壊熱除去を目的とした非常用復水系についても本設備に含める。</p> <p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し，崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え，重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については，低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系（又は高圧炉心注入系）の設備の総称とする。なお，原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが，原子炉冷却材の循環設備に含め，本設備には含めない。</p> <p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備及び給水喪失時において原子炉に冷却材を補給するために主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備，非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し，最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め，常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>	<p>溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系及び還元ガス供給系，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1酸回収系，第2酸回収系，溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系及び溶媒処理系とする。</p> <p>また，重大事故等対処設備は代替可溶性中性子吸収剤緊急供給系，重大事故時可溶性中性子吸収剤供給系，重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備とする。</p> <p>溶解施設及び精製施設としては，重大事故の拡大防止のために可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備として，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系及び重大事故時可溶性中性子吸収剤供給系を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>精製施設としては，重大事故の拡大防止のために常設又は可搬型を問わず重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備を含むものとする。</p> <p>C. 製品貯蔵施設 ウラン脱硝設備で生成したUO₃粉末の製品を貯蔵するウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備で生成したMOX粉末の製品を貯蔵するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備とする。</p> <p>なお，混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱を除去するために設置するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の排風機は，放射性廃棄物の廃棄施設に含める。</p> <p>D. 計測制御系統施設 計測制御設備，安全保護回路，制御室及び制御室換気設備とする。</p> <p>計測制御設備としては，中央制御室等において指示計，記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（試験・検査中のみに使用するものを除く。）とし，重大事故等に対処するために設置するものも含め，常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>安全保護回路としては，多重性，独立性を有し，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させるもの及び火災，爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，これらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる設備とする。</p> <p>制御室としては，再処理施設に影響を及ぼす可能性がある想定される自然現象等に加え，昼夜にわたり再処理事業所内の状況を確認するためのものとし，重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要なものも含め，常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>なお，当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置，当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置とする。</p> <p>制御室換気設備としては，設計基準事故時，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，外気との連絡口を遮断する設備及び重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備とする。</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>①－ 2 改良型沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備 原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、インターナルポンプで構成されるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備 炉心で発生した高温又は高圧の蒸気を蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉圧力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、復水浄化系、給復水系、給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。 また、主蒸気流量制限器は原子炉圧力容器本体に含める。</p> <p>c. 残留熱除去設備 通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及び残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし、弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。 (a) 原子炉停止時冷却モード (b) 低圧注水モード (c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード (d) サプレッションプール水冷却モード (e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能 また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型問わず本設備に含める。</p> <p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については、高圧炉心注水系及び主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。なお、原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが、原子炉冷却材の循環設備に含め、本設備には含めない。</p>	<p>E. 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。 気体廃棄物の廃棄施設としては、せん断処理・溶解廃ガス処理設備、各建屋※1の塔槽類廃ガス処理系、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、各建屋※2換気設備の給気系及び排気系、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主排気筒とする。 換気設備としては、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの（中央制御室、緊急時対策所に設置するものを除く）とし、一時的に設置する可搬型のものを除く。「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。 また、重大事故等対処設備は代替換気設備のセル導出設備、代替セル換気系、廃ガス貯留設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含めるものとする。 なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>※1：各建屋には前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、分析建屋が含まれる。 ※2：各建屋には使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋換、低レベル廃棄物処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋及び分析建屋が含まれる。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系、及び高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系、並びに低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃棄物処理系、洗濯廃液処理系、使用済燃焼の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分除去系及び海洋放出管理系とする。 なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備、低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑個体廃棄物処理系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系、廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系、第1低レベル廃棄物貯蔵系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第2貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系とする。</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備とする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>② 加圧水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度／原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量／加圧器の圧力 定格熱出力運転時における設計値を記載するものとする。</p> <p>b. 一次冷却材の循環設備 原子炉で発熱した熱を、一次冷却材を用いて二次系の主蒸気系統に伝達するための設備及び一次冷却材の圧力を調整するための設備であって、原子炉容器から蒸気発生器を経て1次冷却材ポンプにより原子炉容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>c. 主蒸気・主給水設備 主蒸気設備は、タービン発電機を駆動するための蒸気を供給する設備であり、蒸気発生器から蒸気タービンに至る蒸気系統であって、蒸気発生器出口から主蒸気隔離弁までのものとする。 主給水設備は、タービン発電機で仕事をした蒸気が復水器で水に戻され、この水を再び蒸気発生器に給水するための系統であって、主給水隔離弁から蒸気発生器入口までのものとする。</p> <p>d. 余熱除去設備 原子炉停止時に炉心の崩壊熱及びその他の残留熱を除去する設備とする。なお、弁の切替操作により一次冷却材喪失時の炉心冷却（低圧注水）機能を有する場合であっても、本設備に含める。 また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>e. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備</p>	<p>また、ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>F. 放射線管理施設 出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備、環境管理設備及び個人管理用設備とする。 放射線管理施設については、重大事故が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含める。 放射線監視設備のうち、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所で計測している装置）を対象とする。</p> <p>G. その他再処理設備の附属施設・その他の加工施設・その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>①電気設備 受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ディーゼル発電機、直流電流設備、計測制御用交流電源設備、照明及び作業用電源設備、ケーブル及び電線路並びに燃料貯蔵設備とする。 重大事故等に対処するために設置する発電機は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料貯蔵設備についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>②圧縮空気設備 圧縮空気設備としては、一般圧縮空気系、安全圧縮空気系に加えて、技術基準第38条に規定されている放射線分解によって発生する水素による爆発（以下「水素爆発」という。）の発生を未然に防止することと水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生ずる恐れがない状態を維持するために必要な設備を代替安全圧縮空気系、第36条に規定されている臨界事故が発生した場合に未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備を臨界事故時水素掃気系とし、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>③給水処理設備 給水処理設備としては、ろ過水貯槽、純水装置、純水貯槽等に加えて技術基準第45条に規定されている重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備として水供給設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>一次冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源についても含める。</p> <p>非常用炉心冷却設備については、蓄圧注水系、高圧注水系及び低圧注水系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 化学体積制御設備 一次冷却材保有量の調整、一次冷却材中のほう素濃度調整並びに一次例伽材中の核分裂生成物及び腐食生成物の除去を行う設備を総称するものとする。</p> <p>g. 原子炉補機冷却設備 余熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備（熱交換器を介して淡水系統と海水系統に分かれたものの双方を含む。）とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置 原子炉格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットのドレン流量を測定する装置並びに原子炉格納容器サンプタンクの水位を測定する装置をいう。</p> <p>③ 蒸気タービン a. 蒸気タービン本体 タービンの車室に接続する管（車室側からみた至近の弁若しくは溶接線までのものに限る。）、调速装置及び非常调速装置（制御される弁を含む。）並びに復水器で構成する原子炉又は蒸気発生器から供給された蒸気を用いて発電機を回転させる設備とする。</p> <p>b. 蒸気タービンの附属設備 蒸気タービン本体の周辺設備であって、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設における原子炉冷却材の循環設備並びに加圧水型発電用原子炉施設における主蒸気・主給水設備を除くものとする。</p> <p>本設備とする熱交換器は、給水加熱器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）脱気器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）グラウンド蒸気復水器、蒸気式空気抽出器、湿分分離器又はこれらに準ずるものとする。</p> <p>本設備とする給水ポンプは、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては低圧復水ポンプ、加圧水型発電用原子炉施設においては復水ポンプ及び給水ポンプ、又はこれらに準ずるものとする。加圧水型発電用原子炉施設において重大事故の発生防止等のために蒸気発生器に注水するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>本設備とする主配管は、以下の配管とし、別紙－ 1 に図示する。</p> <p>○通常運転状態において流体が本流として流れる熱バランス上重要な配管（主蒸気系、給復水系、抽気系及びドレン系統の母管）</p> <p>○発電用原子炉施設の安全性確保に関連する補助給水系統（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）の流体</p>	<p>④冷却水設備 冷却水設備としては、一般冷却水系、安全冷却水系に加えて、技術基準第 3 9 条に規定されている冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備及び蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備として代替安全冷却水系を常設又は可搬型を問わず含むものとする。安全冷却水系（内部ループ）の膨張槽を含む。外部ループの膨張槽は基本設計方針</p> <p>⑤蒸気供給設備 蒸気供給設備としては、一般蒸気系及び安全蒸気系とする。</p> <p>⑥分析設備 分析設備としては、分析試料採取装置、分析試料移送装置、分析装置、グローブボックス等及び分析済溶液処理系とする。</p> <p>⑦化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給設備としては、化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系とする。 ただし、酸素ガス製造供給系は除く。</p> <p>⑧火災防護設備 火災防護設備としては、技術基準規則第 11 条及び第 35 条で施設要求されている設備であって、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備（水源や消火剤ポンペ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。 また、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を及ぼすおそれがないものとするもののほか、再処理施設特有の火災発生防止対策も含むものとする。</p> <p>⑨竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備としては、竜巻が襲来した場合において竜巻防護対象施設を設計飛来物の衝突から防護するためのものであって、飛来物防護板及び飛来物防護ネットとする。</p> <p>⑩溢水防護設備 溢水防護設備としては、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等とする。</p> <p>⑪化学薬品防護設備 化学薬品防護設備としては、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい、再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>が本流として流れる配管（重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設、可搬型を問わず本設備に含める。）</p> <p>○工事計画対象の安全弁又は逃がし弁の母管</p> <p>○制御棒駆動水供給配管等又は気体廃棄物処理系の流体が本流として流れる配管と接続する配管（沸騰水型発電用原子炉施設に限る。）</p> <p>なお、通常運転状態における熱バランス上重要でない配管又は蒸気タービン起動時もしくは停止時の短時間にしか使用しない配管や、ドレンライン及びベントライン並びに計装ラインについては含まない。</p> <p>本設備とする給水処理設備は、タービンの給水の水質を確保するものとして設置される復水脱塩装置及び復水ろ過装置並びにタービンの給水系統へ補給する純水を製造するための純水装置をいう。なお、純水の製造に直接関係しない原水を処理する設備等は含まない。</p> <p>J. 計測制御系統施設</p> <p>ほう酸注入機能を有する設備については、重大事故の発生防止等のために高濃度のほう酸水を注入する主たる流路を構成する範囲の機器を含める。</p> <p>計測装置については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（法第43条の3の15の施設定期検査中のみに使用するものを除く。）とし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、重大事故等時において、プラント状態を推定するためのみに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>制御用空気設備については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>k. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器としては、炉内構築物取替工事等で発生する高線量の主要な廃棄物（シュラウド及び炉心槽等）を運搬するための専用容器とする（管理区域内の運搬並びに廃棄体となるドラム缶及び鉄箱類を除く）。</p> <p>L. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理用計測装置については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材抽出水中の放射性物質の濃度を計測する装置のうち傾向を監視するために設置するモニタリング設備（一次冷却材モニタ）はプロセスモニタリング設備とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備の「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置」にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>換気設備のうち「放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの」については、建物内の汚染するおそれがある管理区域に清浄な空気を供給するも</p>	<p>火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであつて、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等とする。</p> <p>⑫補機駆動用燃料補給設備（非常用発電設備に係るものを除く。） 補機駆動用燃料補給設備としては、重大事故時等の対処に必要な燃料の貯蔵又は燃料補給等のためのものであつて、非常用発電設備に係るものを除くものとする。</p> <p>⑬放出抑制設備 放出抑制設備としては、重大事故等が発生した場合に工場等外への放射性物質等の放出を抑制するためのものであつて、放水設備、注水設備、抑制設備とする。</p> <p>⑭緊急時対策所 緊急時対策所の設備としては、技術基準規則30条及び50条で要求されているものとし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋電源設備とする。</p> <p>⑮通信連絡設備 通信連絡設備としては、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、警報装置及び所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備、代替通信連絡設備とし、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>（個別施設事項（廃棄物管理施設））</p> <p>A. 廃棄物管理設備本体 ガラス固化体検査室からガラス固化体を貯蔵建屋床面走行クレーンで貯蔵ピット上部まで移送し、貯蔵ピットの収納管内に収納した後、管理を行う設備とする。 また、ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>B. 放射性廃棄物の受入れ設備 輸送容器の受入れ及び一時保管、輸送容器からのガラス固化体の拔出し、ガラス固化体の検査、輸送容器の検査及び輸送容器の払出しを行う設備とする。</p> <p>C. 計測制御系統施設 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質濃度及び液体状の放射</p>

<比較検討>

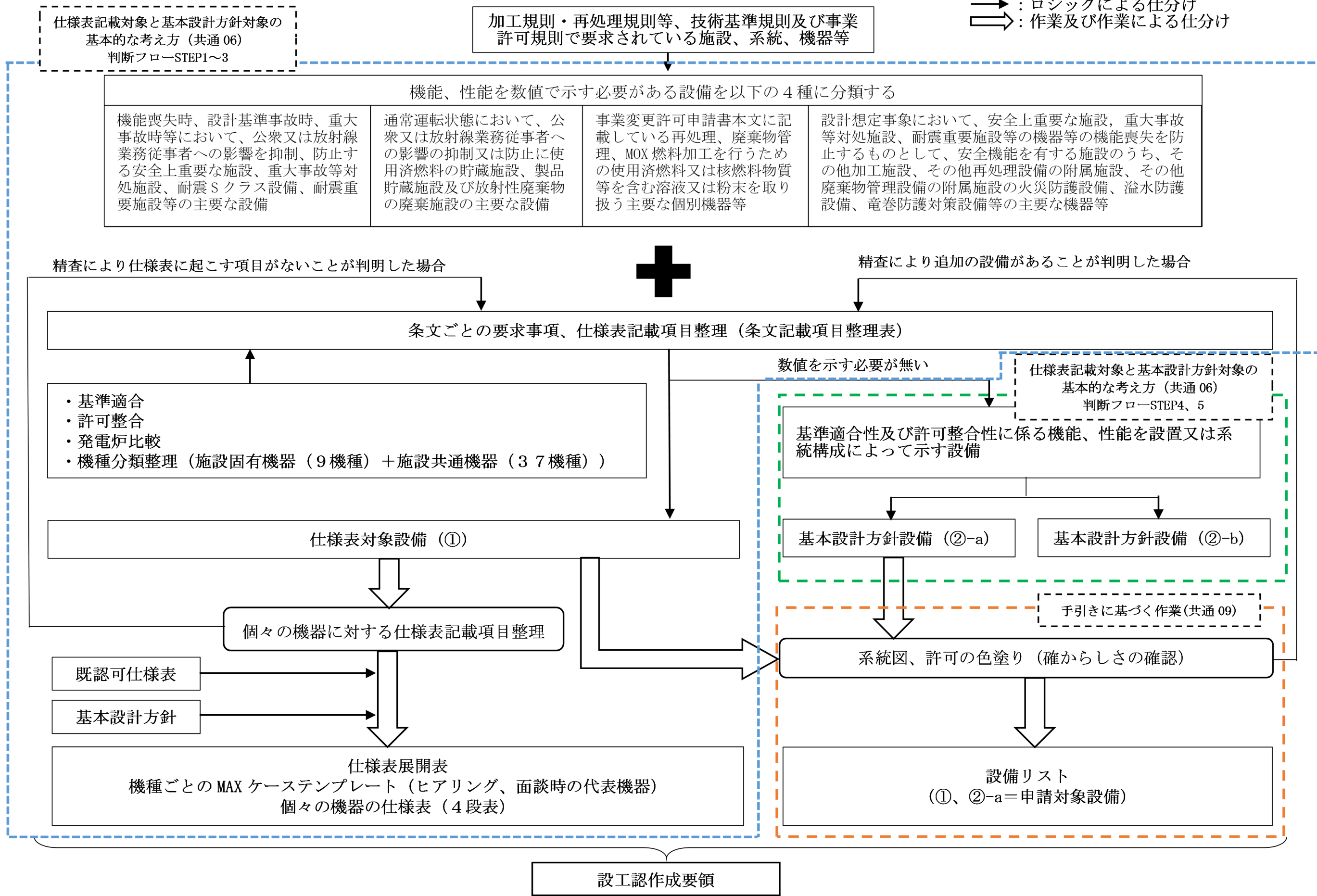
発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>のとする。なお、「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散防止を目的としてビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>生体遮蔽装置については、原子力発電所放射線遮へい設計規程（JEAC4615-2008、日本電気協会）に定める遮蔽体の定義によるものとし、技術基準規則第38条、第53条、第74条、第76条における被ばく評価において機能を期待するものを含める。なお、水は生体遮蔽装置に含めない。</p> <p>ただし、補助遮蔽の要目表記載範囲は、管理区域と非管理区域の境界を構成する生体遮蔽装置とする。</p> <p>M. 原子炉格納施設</p> <p>原子炉格納容器安全設備については、外部から原子炉格納容器内に注水又はスプレーすることにより圧力又は温度の上昇を抑えるなど原子炉格納容器における閉じ込め機能を維持するための設備及び原子炉格納容器外面へ放水することにより放射性物質の拡散を抑制するための設備とする。重大事故時の対処等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故等の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し、放射性物質の閉じ込め機能を維持し、大気への放射性物質の放出を抑制するための設備（原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。）とし、加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。各設備の水源（沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては圧力抑制室を除く。）についても含める。なお、格納容器再循環設備については、原子炉格納容器内からの熱除去機能に係る機器等を含むものとする。</p> <p>圧力逃がし装置については、重大事故等の対処等のために設置する設備を含めることとし、放射性物質の放出を低減するためのフィルターを含むものとする。</p> <p>N. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>非常用電源設備、常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護設備、非常用取水設備、敷地内土木構築物、補機駆動用燃料設備（非常用発電装置及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び緊急時対策所を対象としており、以下のとおりとする。</p> <p>a. 非常用電源設備</p> <p>重大事故の発生防止等のために設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。基本設計方針としては、配電系統も含めることとする。</p> <p>内燃機関に附属する冷却水設備については、内燃機関（シリンダー部）を直接冷却するシリンダー冷却系とする。</p> <p>冷却設備については、原子炉補機冷却設備を除き、内燃機関及び発電機等から発生する熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とし、重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>	<p>性廃棄物の著しい漏えいを検知し、警報を発する計測制御設備とする。</p> <p>D. 放射線管理施設</p> <p>出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備及び個人管理用設備とする。</p> <p>放射線管理施設については、廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視、測定し、その結果を記録するための設備とする。</p> <p>放射線監視設備のうち、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排気中の放射性物質濃度を計測する装置にあつては、環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設は管理区域から環境に放出する排水は無い。</p> <p>F. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設としては、収納管排気設備、換気設備とする。</p> <p>換気設備としては、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するものとし、一時的に設置する可搬型ものを除く。「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては、廃水貯蔵設備とする。</p> <p>なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては、固体廃棄物貯蔵設備とする。</p> <p>また、ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>H. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>①火災防護設備</p> <p>火災防護設備としては、技術基準規則第11条で施設要求されている設備であつて、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備（水源やガスボンベ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を及ぼすおそれがないものとする。</p> <p>②電気設備</p> <p>動力用変圧器、遮断器、運転予備用母線、常用母線、予備電源用ディーゼル発電機、安全避難通路</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>b. 常用電源設備 発電機、変圧器及び遮断器を要目表記載事項としているが、所内の配電系統も含めて、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. 補助ボイラー 補助ボイラーの管については、補助ボイラー本体の管（例：火炉側壁管、バツフル管、火炉後壁管、バンク後壁管、バンク側壁管又は蒸発管）、給水管（給水止め弁からボイラーまで）及び蒸気管（ボイラー本体から蒸気止め弁までとし、別紙－ 2 に図示する。 補助ボイラーに附属する主配管については、給水管（給水タンクから給水止め弁まで）とし、蒸気ヘッダー出口止め弁以降の補助蒸気管は含まないものとする。別紙－ 2 に図示する。</p> <p>d. 火災防護設備 技術基準規則第 1 1 条及び第 5 2 条で施設要求されている設備であって、火災区域構築物、火災区画構築物、火災感知設備及び消火設備（水源やガスポンベ等含む。）等とする。消火設備の主配管としては、水源やガスポンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、消火設備のうち完成品として一般産業品の規格基準へ適合している汎用の消火器については基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>e. 浸水防護設備 外郭浸水防護設備については、防潮堤等の敷地外から津波・洪水の侵入を防止するための構造物とする。当該構造物に開口部を有する場合には、その閉止板等も含めることとする。 内郭浸水防護設備については、技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰（板状のものを含む。）等の構築物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備とする。また、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置として設置する堰等を含める。</p> <p>f. 非常用取水設備 設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保する構築物であり、津波による引波時にも海水を確保するためのものとする。</p> <p>g. 敷地内土木構築物 耐震設計上重要な設備を設置する施設の周辺斜面について、地震による影響で崩壊するおそれのある場合に崩壊防止策として用いられるものとする。 また、重大事故等対処設備の設置箇所（可搬型の場合は保管場所を含む。）及び可搬型設備の運搬塔のための道路の周辺斜面等について、地震等による影響で当該設備が使用不能とならないように、崩落するおそれのある場合に崩落防止策として設置するものとする。</p> <p>h. 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）</p>	<p>の照明、ケーブル及び電線路、燃料貯蔵設備とする。</p> <p>③通信連絡設備 通信連絡設備としては、安全設計上想定される事故が発生した場合に退避指示及び事業所内外との必要な連絡のために設置する警報装置、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備とする。</p> <p>④圧縮空気設備 圧縮空気設備としては、再処理施設の一般圧縮空気系と共用とする。</p> <p>⑤給水処理設備 給水処理設備としては、再処理施設及びMOX燃料加工施設のろ過水貯槽と共用とする。</p> <p>⑥蒸気供給設備 蒸気供給設備としては、再処理施設の一般蒸気系と共用とする。</p> <p>（個別施設事項（MOX燃料加工施設））</p> <p>A. 加工設備本体 貯蔵容器受入設備、ウラン受入設備、原料粉末受払設備、原料MOX粉末缶取出設備、一次混合設備、二次混合設備、分析試料採取設備、スクラップ処理設備、粉末調整工程搬送設備、圧縮成形設備、焼結設備、研削設備、ペレット検査設備、ペレット加工工程搬送設備、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒解体設備、燃料集集体組立設備、燃料集集体洗浄設備、燃料集集体検査設備、燃料集集体組立工程搬送設備、梱包・出荷設備及びこれら設備・機器を収納する燃料加工建屋及びに貯蔵容器搬送用洞道を対象とする。</p> <p>B. 核燃料物質の貯蔵施設 MOX粉末、ペレット、燃料棒、燃料集集体、UO2粉末等を一時保管、貯蔵するための貯蔵容器一時保管設備、原料MOX粉末缶一時保管設備、ウラン貯蔵設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集集体貯蔵設備を対象とする。また、燃料加工建屋内のMOX燃料集集体の輸送容器等を一時保管するエリアを含めるものとする。</p> <p>C. 放射性物質の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。 気体廃棄物の廃棄施設としては、燃料加工建屋の建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、窒素循環設備及び排気筒とする。また、重大事故等対処設備は外部放出抑制設備、代替グローブボックス排気設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含めるものとする。 液体廃棄物の廃棄施設としては、低レベル廃液処理設備及び海洋放出管理系とする。また、燃料加工建屋内の廃油保管エリアを含めるものとする。 固体廃棄物の廃棄施設としては、燃料加工建屋内の廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
<p>重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵又は移送塔のためのものであって、非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除くものとする。また、ポンプ車のポンプ駆動用の燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>i. 緊急時対策所 技術基準規則第46条及び第76条で要求されているものとする。</p>	<p>系とする。</p> <p>D. 放射線管理施設 放射線管理施設については、放射線監視設備とする。 重大事故が発生した場合に MOX 燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>E. その他加工施設</p> <p>①火災防護設備 火災防護設備としては、技術基準規則第11条及び第29条で施設要求されている設備であって、火災感知設備、消火設備（ガスボンベ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>②所内電源設備（電気設備） 設計基準対処施設として、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、加工施設の安全機能を維持するために必要な非常用所内電源設備、非常用直流電流電源設備、非常用無停電電源装置とする。 重大事故等に対処するために設置する発電機は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料貯蔵設備についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>③補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備としては、重大事故時等の対処に必要な燃料の貯蔵又は燃料補給等のためのものであって、非常用発電設備に係るものを除くものとする。</p> <p>④放出抑制設備 放出抑制設備としては、重大事故等が発生した場合に工場等外への放射性物質等の放出を抑制するためのものであって、放水設備、抑制設備とする。</p> <p>⑤水供給設備 水供給設備としては、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備として水供給設備とする。</p> <p>⑥緊急時対策所 緊急時対策所の設備としては、技術基準規則38条で要求されているものとし、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋電源設備とする。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認 仕様表対象選定手引き（案）
	<p>⑦分析設備 分析設備としては、グローブボックス等及び分析済液処理装置を対象とする。</p> <p>⑧実験設備 実験設備としては、小規模試験設備を対象とする。</p> <p>⑨溢水防護設備 溢水防護設備としては、MOX 燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、MOX 燃料加工施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって MOX 燃料加工施設内における堰等とする。</p> <p>⑩水素・アルゴン混合ガス設備 水素・アルゴン混合ガス設備としては、混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模焼結処理系）を対象とする。</p>

→ : ロジックによる仕分け
 ⇨ : 作業及び作業による仕分け



「仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方」(共通 06) に基づく作業概要

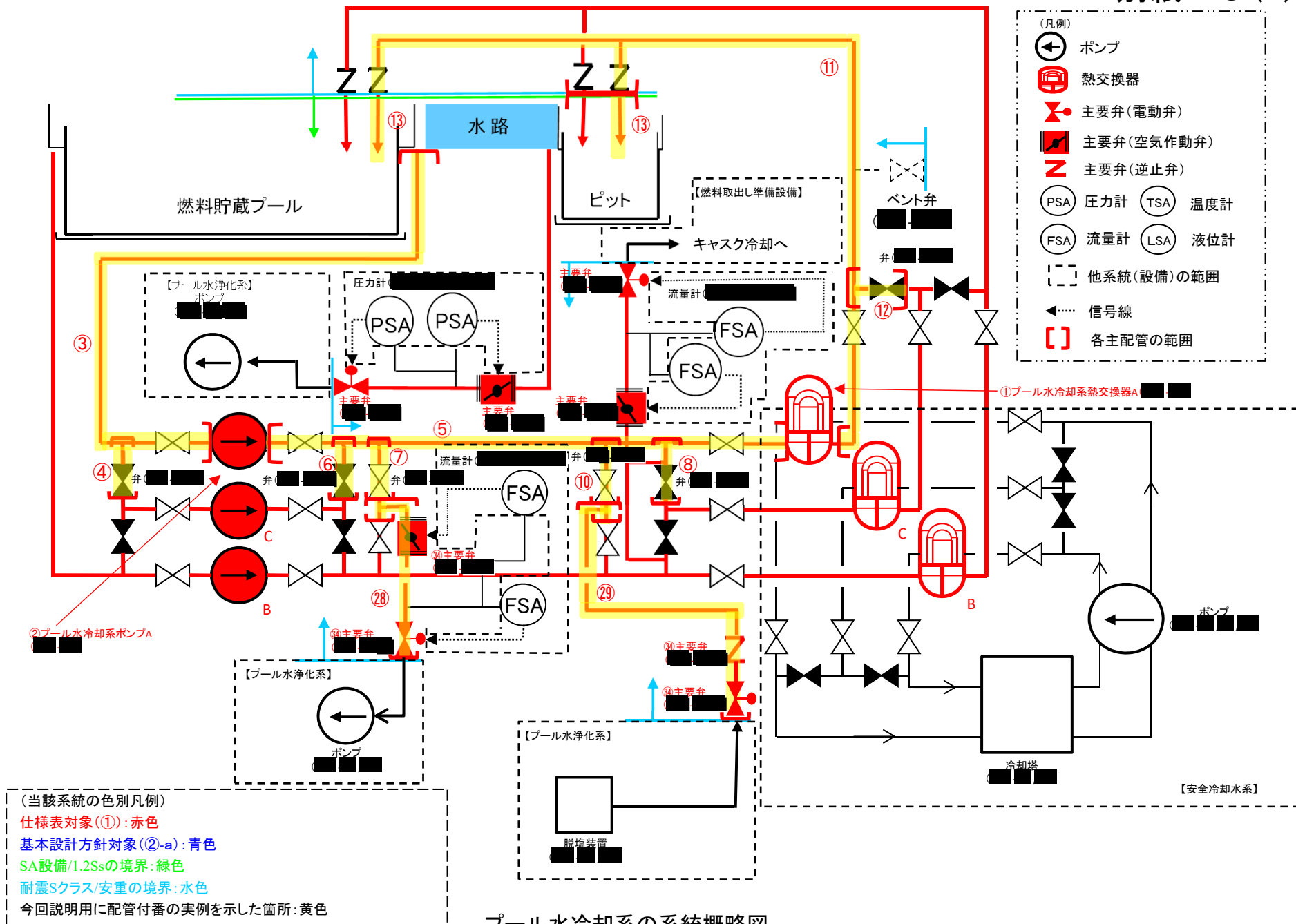
令和3年5月12日 RO

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

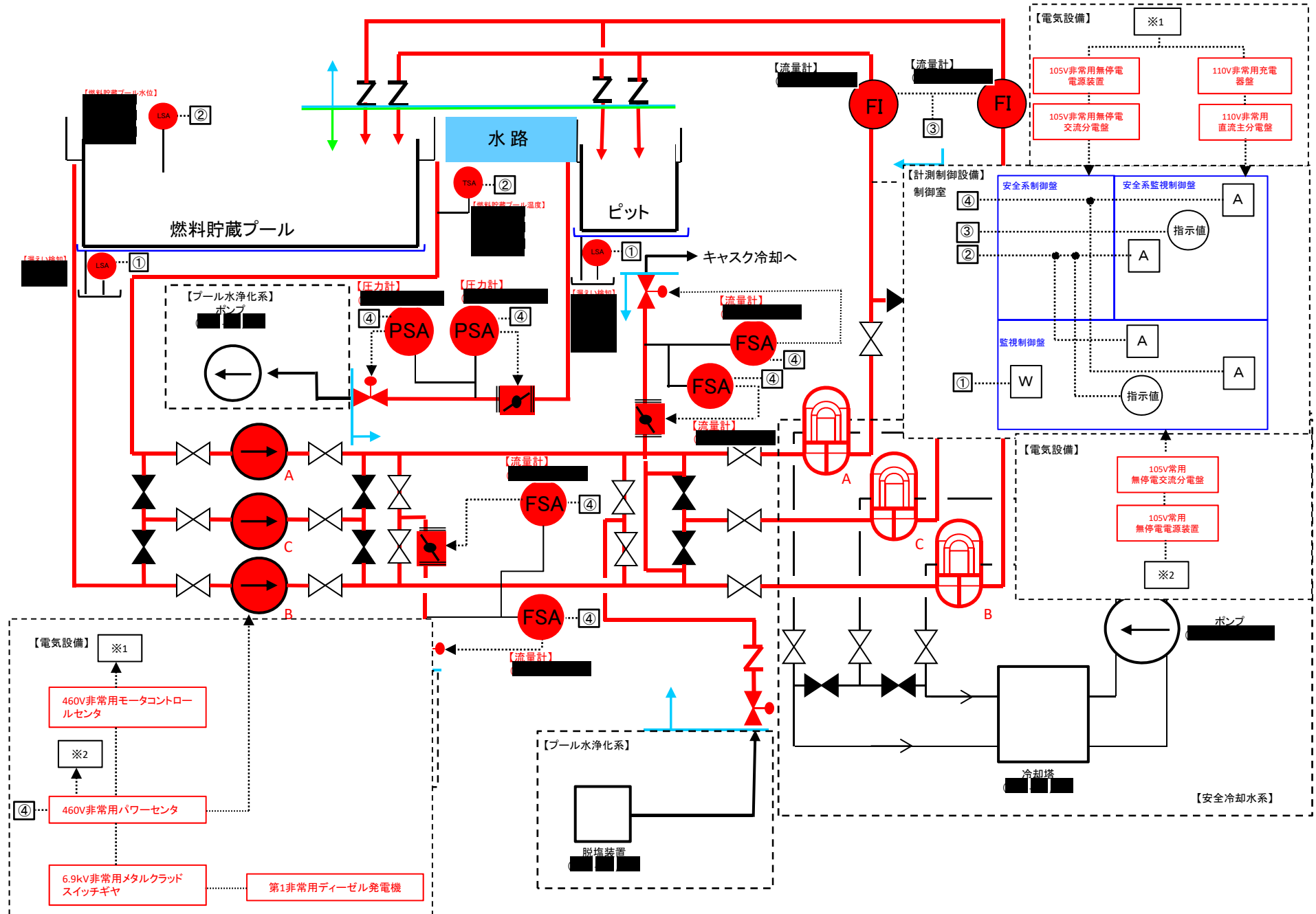
(プール水冷却系)

別紙-3

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27																										
																											番号	施設区分	設備	設備又は系	系	機器名称	設置場所	設工認申請書		他施設共用				兼用		DB/SA区分			耐震設計			常設 可稼	変更 区分	申請回	仕様表 対象	備考
																																		数量	単位	主登録	MOX 共用	E施設共 用	OSL 共用	主登録	兼用 登録	対象 設備	安重 区分	SA 区分	DB 耐震重 要度分 類	SA 設備 区分	1.2Ss					
1																																																				
2																																																				
3																																																				
4																																																				
5																																																				
6																																																				
7																																																				
8																																																				
9																																																				
10																																																				
11																																																				
12																																																				
13																																																				
14																																																				
15																																																				
16																																																				
17																																																				
18																																																				
19																																																				
20																																																				
21																																																				
22																																																				
23																																																				
24																																																				
25																																																				
26																																																				
27																																																				
28																																																				
29																																																				
30																																																				
31																																																				
32																																																				
33																																																				
34																																																				



プール水冷却系の系統概略図



プール水冷却系の関連系統(電気、計装)の概略図

施設/設備/設備又は系/系	当該設備の主たる機能 ※事業変更許可：再処理施設の位置及び構造並びに再処理の方法、安全設計の説明書から要約して記載	仕様表対象 (①)	仕様表対象とする考え方と仕様表の具体的な記載項目 (概要)	基本設計方針対象 (②-a)	基本設計方針 (②-a) 対象とする考え方	基本設計方針対象 (②-b)	基本設計方針 (②-b) 対象とする考え方	記載方針に基づく既認可からの変更点 (概要)	発電炉の整理 (参考)
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	<p>【主たる機能：再処理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系と熱交換器を介して熱交換し、冷却 ・通常2系列運転、方が1系列運転であっても燃料貯蔵プールに3,000tの使用済燃料が貯蔵された場合の崩壊熱を除去 ・水温65℃以下を確保し、燃料貯蔵プール等の構造物の健全性を維持 ・2系列運転時における水温は50℃以下に維持 <p>【その他機能】</p> <p>該当なし</p> <p><主な安全機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール等の冷却（崩壊熱除去）機能 ・非常用所内電源系への接続を行い、外部電源喪失時においても冷却機能維持 ・動的機器の多重化（単一故障） 	<p>【耐震クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安重設備（プール水冷却系熱交換器、プール水冷却系ポンプ、主配管、主要弁） <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール水冷却系熱交換器、プール水冷却系ポンプ、主配管は、主流路対象機器且つ許可整合及び安全設計上の要求がある主たる設備であり、仕様表対象 ・主要弁は、崩壊熱除去機能維持の観点から、下位クラスであるプール水浄化系及び燃料取出し準備設備との接続部に設置されプール水の異常な漏出を防止するために作動する弁であるため、仕様表対象。また、安全上重要な施設の安全機能維持のために必要な計測制御設備からの自動操作信号により作動する弁であるため、仕様表対象。 <p>【仕様表の記載項目（概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール水冷却系熱交換器：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、主要寸法、主要材料、個数、取付箇所 ・プール水冷却系ポンプ：名称、種類、容量、揚程、最高使用温度、最高使用圧力、主要寸法、主要材料、駆動及び取付箇所並びに駆動機の種類、出力、個数 ・主配管：配管番号、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法（外径、厚さ）、主要材料 ・主要弁：名称、種類、駆動方式、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、主要材料、個数、取付箇所 	<p>・該当なし</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他配管（ドレンライン、ペントライン、計装ライン） ・逆止弁（漏えい防止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他配管については、プール水冷却系の主流路及び安全機能に係るものではない主流路対象外機器 ・逆止弁（漏えい防止）については、技術基準規則要求に基づきプール水の漏えいを防止するための機能を有するが、仕様表対象機器でもなく、基本設計方針に個別名称を記載する機器でもないため 	<p><仕様表⇒基本設計方針となる機器></p> <p>該当なし</p> <p><基本設計方針⇒仕様表となる機器></p> <p>該当なし</p>	<p>別表二「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の設備別記載事項において使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の仕様を示す旨要求している。</p> <p>プール水冷却系において使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に相当するプール水冷却系熱交換器、プール水冷却系ポンプ及び主配管は左記のとおり仕様表対象としているため、発電炉の整理に対し差異はない。</p>

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

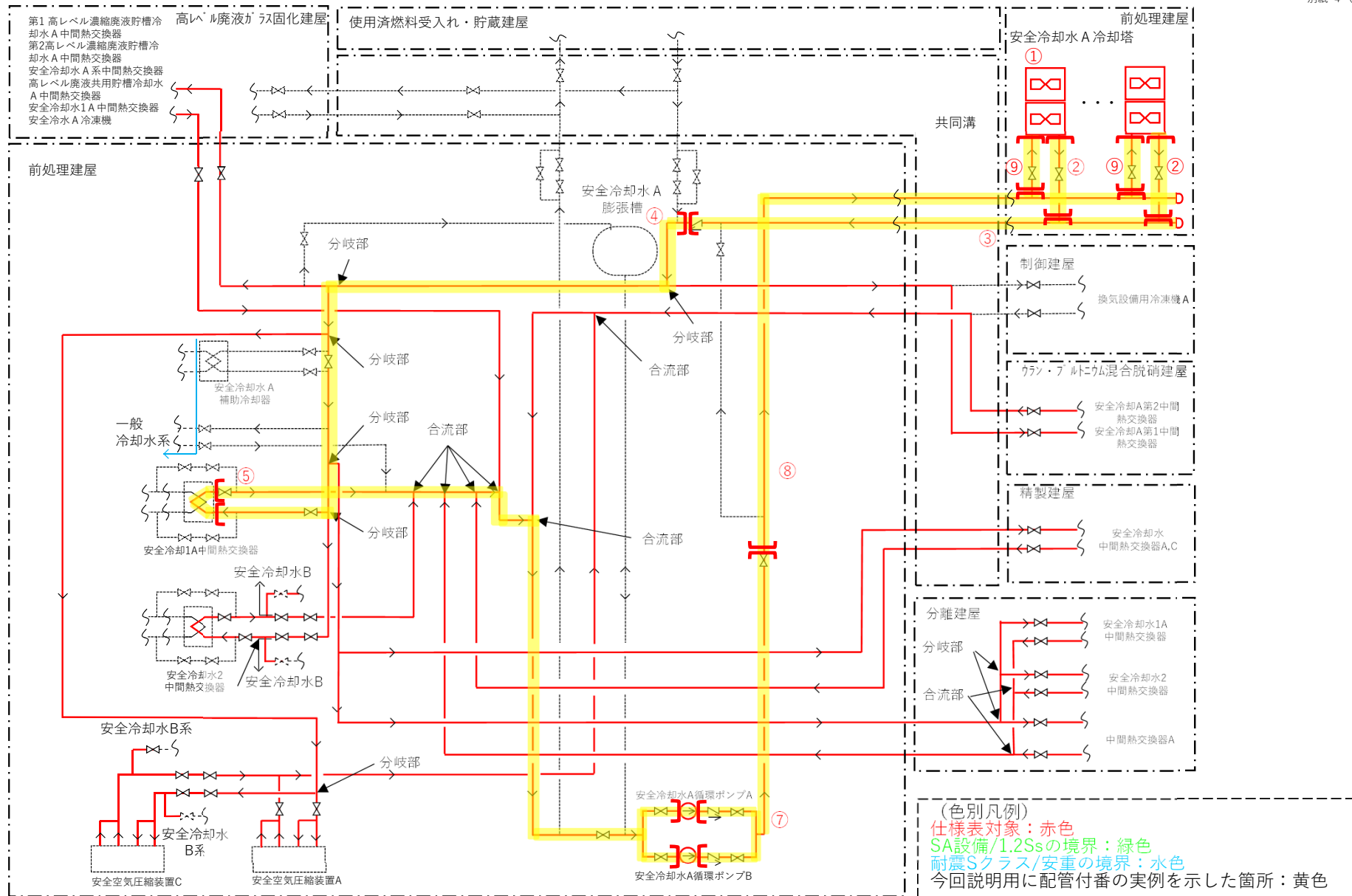
(安全冷却水系 (外部ループ))

別紙-4

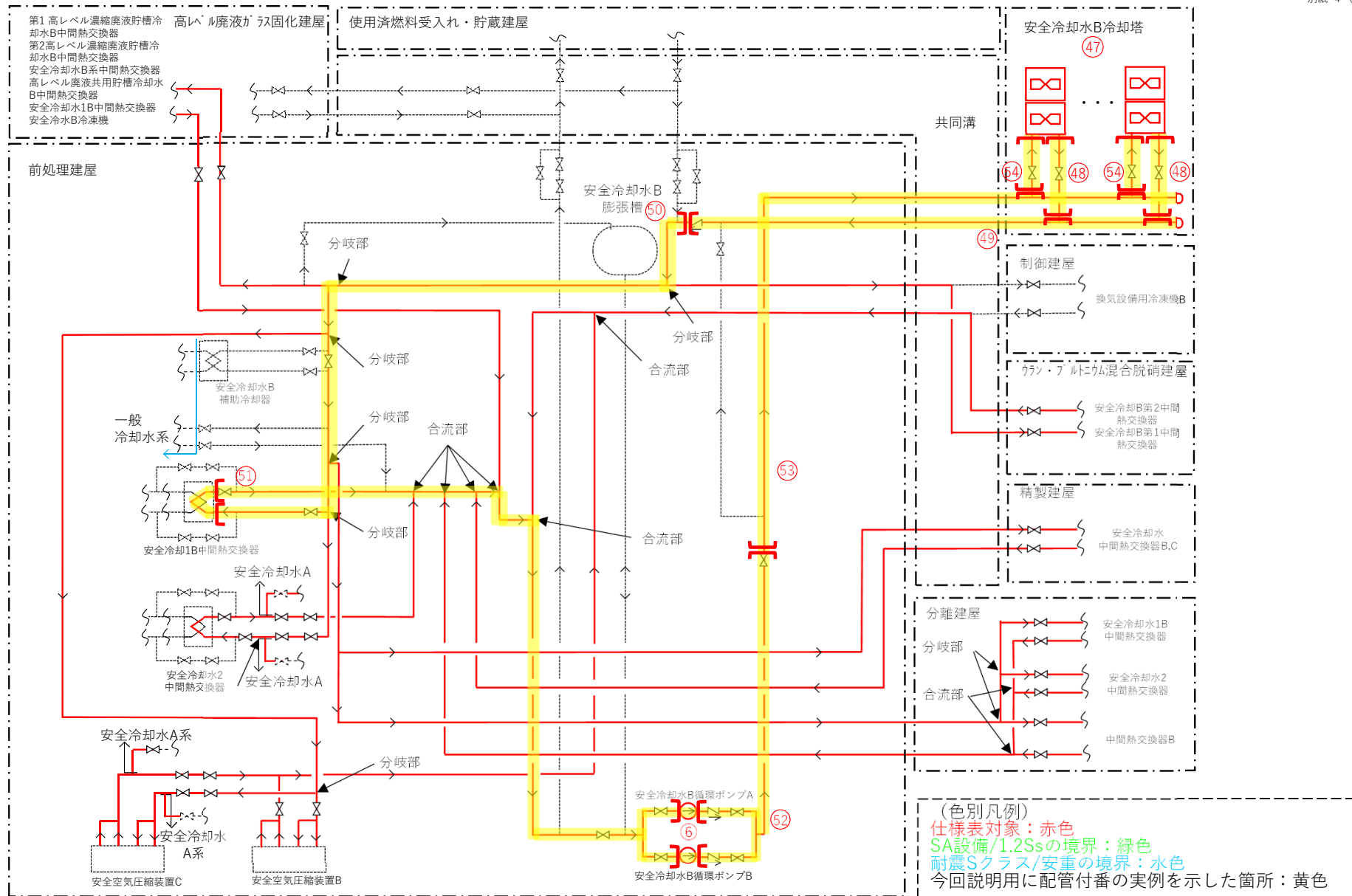
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
番号	施設区分	設備	設備又は系	系	機器名称	設置場所	設工認申請書		他施設共用				兼用		DB/SA区分			耐震設計				常設/可搬	変更区分	申請回	仕様表対象	備考
							数量	単位	主登録	MOX共用	E施設共用	OSL共用	主登録	兼用登録	対象設備	安重区分	SA区分	DB耐震重要度分類	SA設備区分	1.2Ss	耐震評価					
1	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水A冷却塔	A4	1	基	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
2	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水A冷却塔 ～ 安全冷却水A冷却塔内冷却水供給ライン合流部	A4	66	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
3	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水A冷却塔内冷却水供給ライン合流部 ～ 弁()	A4, AT, AA	3	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
4	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水1A中間熱交換器 ～ 弁()	AA	8	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
5	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水1A中間熱交換器 ～ 安全冷却水A循環ポンプA, B	AA	8	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
6	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水A循環ポンプA, B/安全冷却水B循環ポンプA, B	AA	4	台	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
7	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水A循環ポンプA, B ～ 弁()	AA	5	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
8	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() ～ 安全冷却水A冷却塔内冷却水戻りライン分岐部	AA, AT, A4	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
9	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水A冷却塔内冷却水戻りライン分岐部 ～ 安全冷却水A冷却塔	AA, AT, A4	66	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
10	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部 ～ 弁()	AA	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
11	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()/弁() ～ 安全冷却水2中間熱交換器	AA	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
12	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水2中間熱交換器 ～ 弁()/弁()	AA	3	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
13	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() ～ 安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部	AA	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
14	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部 ～ 安全空気圧縮装置A	AA	4	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
15	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全空気圧縮装置A ～ 弁()～安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部の合流部	AA	5	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
16	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部～安全空気圧縮装置A分岐部 ～ 弁()	AA	1	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
17	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()/弁() ～ 安全空気圧縮装置C	AA	4	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
18	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全空気圧縮装置C ～ 弁()/弁()	AA	5	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
19	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() ～ 安全空気圧縮装置A～弁()～安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部の合流部	AA	1	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
20	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部 ～ 弁()	AA, AB	3	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
21	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() ～ 安全冷却水1A中間熱交換器	AB	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
22	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水1A中間熱交換器 ～ 弁()	AB	1	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
23	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() ～ 安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部	AB, AA	3	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
24	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部～弁()分岐部 ～ 弁()	AA, AB	1	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
25	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()/弁() ～ 安全冷却水2中間熱交換器	AB	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
26	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水2中間熱交換器 ～ 弁()/弁()	AB	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
27	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() ～ 弁()～安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部の合流部	AB, AA	1	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
28	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部～弁()分岐部 ～ 中間熱交換器A	AA, AB	2	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
29	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	中間熱交換器A ～ 弁()～安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部の合流部	AB, AA	1	ライン	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
番号	施設区分	設備	設備又は系	系	機器名称	設置場所	設工認申請書		他施設共用				兼用		DB/SA区分			耐震設計				常設/可搬	変更区分	申請回	仕様表対象	備考
							数量	単位	主登録	MOX共用	E施設共用	OSL共用	主登録	兼用登録	対象設備	安重区分	SA区分	DB耐震重要度分類	SA設備区分	1.2Ss	耐震評価					
30	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部～弁()分岐部	AA, AT, AC	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
31	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水中間熱交換器A	AC	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
32	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水中間熱交換器A 弁()	AC	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
33	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水1A中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部	AC, AT, AA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
34	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水中間熱交換器A分岐部 弁()	AC	4	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
35	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()/弁() 安全冷却水中間熱交換器C	AC	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
36	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水中間熱交換器C 弁()/弁()	AC	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
37	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水中間熱交換器A～弁()合流部	AC	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
38	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部 弁()	AA, AT, CA	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
39	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水A第2中間熱交換器	CA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
40	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水A第2中間熱交換器 安全冷却水A第1中間熱交換器	CA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
41	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水A第1中間熱交換器 弁()	CA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
42	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全空気圧縮装置A～安全冷却水A循環ポンプA, B合流部	CA, AT, AA	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
43	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水1A中間熱交換器分岐部 弁()	AA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
44	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器/第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器/安全冷却水A系中間熱交換器/高レベル廃液共用貯槽冷却水A中間熱交換器/安全冷却水1A中間熱交換器/安全冷却水A冷凍機	AA, KA	12	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
45	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器/第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器/安全冷却水A系中間熱交換器/高レベル廃液共用貯槽冷却水A中間熱交換器/安全冷却水1A中間熱交換器/安全冷却水A冷凍機	KA	12	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
46	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水1A中間熱交換器/安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水A循環ポンプA, B/安全冷却水B循環ポンプA, B合流部	KA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
47	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水B冷却塔	A4	2	基	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	1	○	
48	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水B冷却塔 安全冷却水B冷却塔内冷却水供給ライン合流部	A4	66	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	1	○	
49	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水B冷却塔内冷却水供給ライン合流部 弁()	A4, AT, AA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
50	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水1B中間熱交換器	AA	8	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
51	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水1B中間熱交換器 安全冷却水B循環ポンプA, B	AA	10	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
52	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水B循環ポンプA, B 弁()	AA	4	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
53	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水B冷却塔内冷却水戻りライン分岐部	AA, AT, A4	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
54	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	安全冷却水B冷却塔内冷却水戻りライン分岐部 安全冷却水B冷却塔	AA, AT, A4	66	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
55	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部 弁()	AA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
56	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁() 安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部	AA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
57	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部 安全空気圧縮装置B	AA	4	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
番号	施設区分	設備	設備又は系	系	機器名称	設置場所	設工認申請書		他施設共用				兼用		DB/SA区分			耐震設計				常設/可搬	変更区分	申請回数	仕様表対象	備考	
							数量	単位	主登録	MOX共用	E施設共用	OSL共用	主登録	兼用登録	対象設備	安重区分	SA区分	DB耐震重要度分類	SA設備区分	1.2Ss	耐震評価						
58	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全空気圧縮装置B 弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部の合流部	AA	5	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
59	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部～安全空気圧縮装置B分岐部 弁()	AA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
60	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全空気圧縮装置B～弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部の合流部	AA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
61	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部 弁()	AA, AB	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
62	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器	AB	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
63	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水1B中間熱交換器 弁()	AB	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
64	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部	AB, AA	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
65	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部～弁()分岐部 弁()	AA, AB	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
66	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部の合流部	AB, AA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
67	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部～弁()分岐部の分岐部～中間熱交換器B	AA, AB	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
68	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	中間熱交換器B 弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部の合流部	AB, AA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
69	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部 弁()	AA, AT, AC	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
70	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水中間熱交換器B	AC	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
71	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器B 弁()	AC	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
72	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部	AC, AT, AA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
73	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水中間熱交換器B分岐部 弁()	AC	4	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
74	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水中間熱交換器B～弁()合流部	AC	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
75	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部 弁()	AA, AT, CA	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
76	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水B第2中間熱交換器	CA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
77	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水B第2中間熱交換器 安全冷却水B第1中間熱交換器	CA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
78	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	安全冷却水B第1中間熱交換器 弁()	CA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
79	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部	CA, AT, AA	3	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
80	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁()～安全冷却水1B中間熱交換器分岐部 弁()	AA	2	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
81	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器/第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器/安全冷却水B系中間熱交換器/高レベル廃液共用貯槽冷却水B中間熱交換器/安全冷却水1B中間熱交換器/安全冷却水B冷凍機	AA, KA	12	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
82	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器/第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器/安全冷却水B系中間熱交換器/高レベル廃液共用貯槽冷却水B中間熱交換器/安全冷却水1B中間熱交換器/安全冷却水B冷凍機	KA	12	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	
83	その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	弁() 安全冷却水1B中間熱交換器～安全冷却水B循環ポンプA, B合流部	KA	1	ライン	—	—	—	—	—	—	DB	安重	—	S	—	—	S	常設	確認	2-2	○	

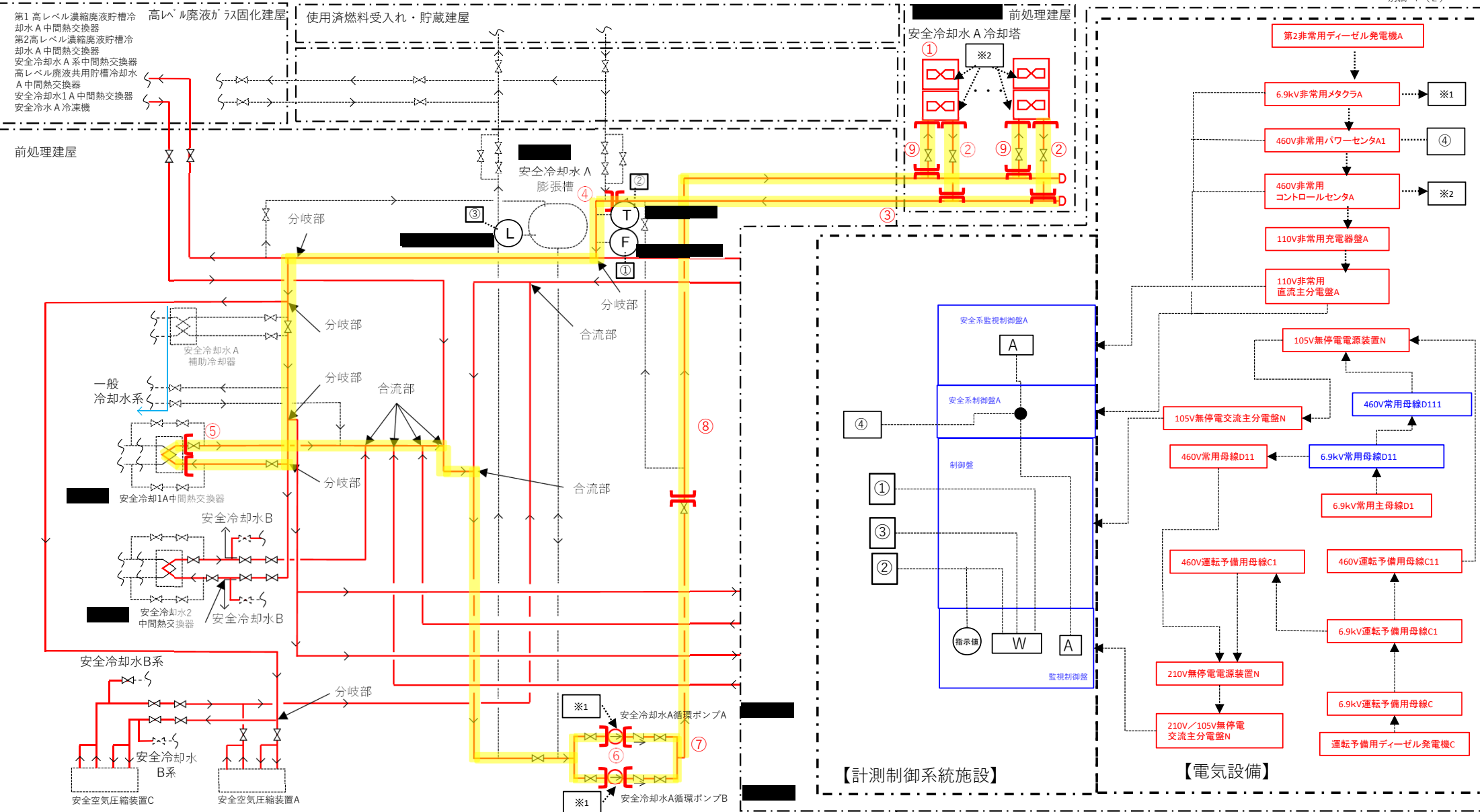


安全冷却水A系外部ループ系統概略図



(色別凡例)
 仕様表対象：赤色
 SA設備/1.2Ssの境界：緑色
 耐震Sクラス/安重の境界：水色
 今回説明用に配管付番の実例を示した箇所：黄色

安全冷却水B系外部ループ系統概略図



安全冷却水A系外部ループ関連系統（電気、計装）の概略図

施設/設備/設備又は系/系	当該設備の主たる機能 ※事業変更許可：再処理施設の位置及び構造並びに再処理の方法、安全設計の説明書から要約して記載	仕様表対象 (①)	仕様表対象とする考え方と仕様表の具体的な記載項目 (概要)	基本設計方針対象 (②-a)	基本設計方針 (②-a) 対象とする考え方	基本設計方針対象 (②-b)	基本設計方針 (②-b) 対象とする考え方	記載方針に基づく既認可からの変更点 (概要)	発電炉の整理 (参考)
その他再処理設備の附属施設 冷却水設備 安全冷却水系	<p>【主たる機能】 再処理施設内の各施設で発生する熱の除去</p> <p>【その他機能】 該当なし</p> <p><主な安全機能> ・多重化するか、又は系統全体を2系列とすることにより、動的機器の単一故障を仮定しても、崩壊熱除去等の安全機能を確保 ・非常用所内電源系統に接続し、外部電源が喪失した場合でも、崩壊熱除去等の安全機能を確保</p>	<p>【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 冷却塔、冷却水循環ポンプ、主配管</p> <p>【重大事故等対処施設】 該当なし</p> <p>【上記以外】 該当なし</p>	<p>・冷却塔、冷却水循環ポンプ、主配管は、主流路対象機器且つ許可整合の要求がある主たる設備であり、仕様表対象</p> <p>【仕様表の記載項目 (概要)】 ・冷却塔：名称、種類、支持地盤の極限支持力度、支持地盤の許容支持力度、マンメイドロックの強度、容量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、主要寸法、主要材料、耐火被覆、個数、取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 ・冷却水循環ポンプ：名称、種類、容量、揚程、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、主要材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 ・主配管：名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法 (外径、厚さ)、主要材料、配管番号</p>	該当なし	-	<p>・膨張槽 (外部ループ用) ・補助冷却器 ・換気設備用冷凍機 ・その他配管 (ドレンライン、計装ライン)</p>	<p>・膨張槽 (外部ループ用)、補助冷却器、換気設備用冷凍機、その他配管は主流路及び安全機能に係るものではない主流路対象外機器</p>	<p><仕様表⇒基本設計方針となる機器> ・換気設備用冷凍機</p> <p><基本設計方針⇒仕様表となる機器> 該当なし</p>	-

令和3年5月12日 RO

確認作業において検討を要した事例

別紙-5

確認作業において検討を要した事例

設備・系統	機種	検討内容	検討結果	系統概要
プール水冷却系	主要弁	プール水冷却系とプール水浄化系間に接続されている配管上の逆止弁（系統概要青枠）の機能を踏まえた仕様表対象の要否	プール水冷却系の冷却機能維持の観点から計装インターロックで作動する弁と同じ機能を持っている弁であり、主要弁として整理する。	
計測制御系	計装／放管設備	プール水の系統流量計（系統概要青枠）の機能を踏まえた仕様表対象の要否	既認可では図面のみで示す機器であったが、プール水冷却系の冷却機能の健全性を確認するために間接的に確認するものであり仕様表対象とする。	